

平成 30 年度 北陸学院大学短期大学部
自 己 点 檢 評 價 書

平成 30(2018)年 6 月
北陸学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	6
基準 1 使命・目的等 ······	6
基準 2 学生 ······	15
基準 3 教育課程 ······	41
基準 4 教員・職員 ······	59
基準 5 経営・管理と財務 ······	75
基準 6 内部質保証 ······	87

I. 建学の精神・短期大学部の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 北陸学院大学短期大学部の建学の精神

明治18（1885）年、北陸学院の創立者メリー・K・ヘッセルは「主（神）を畏れるることは知恵の初め」（旧約聖書 詩編111編10節）の聖句を愛した。これが建学の精神として受け継がれている。その意味するところは、絶対なる者（神）を畏敬し、これと率直に向かい合い自己を相対化することによって、自己絶対視を避け、傲慢に陥らず、常に向上を目指すところを持つこと、己の矮小さを知るがゆえに他者への愛を忘れない人間となることである。

2. 北陸学院大学短期大学部の教育理念、使命・目的

北陸学院大学短期大学部では、キリスト教精神に基づくホスピタリティ（他者への思いやり）を通じて、学生一人ひとりを大切にし、良き社会人として豊かな教養と汎用的な専門知識・技能を身につけ、生涯にわたり、積極的に地域社会に貢献できる人材を養成することを教育の理念としている。

3. 北陸学院大学短期大学部の個性と特色

『北陸学院大学短期大学部 学生要覧』（以下、『学生要覧』という。）において、内表紙に建学の精神を印刷し、目次の次に、建学の精神を説いている。さらに沿革、北陸学院校歌の後に、宗教教育、上記3つのミッション・ステートメント、スクールモットーと、礼拝の在り方について詳細に説明している。また、年度毎に定められる聖書の言葉を標語として校舎の随所に掲げている。平成30（2018）年度は、「主を喜び祝うことこそ、あなたたちの力の源である」（ネヘミア書 8章10節）とした。入学式、卒業式などの学校行事をはじめ、新年度開始のつどい、創立記念式典など教職員の行事は全て礼拝形式で行っている。教職員は早朝週1回の祈祷会と、月1回の「聖書を学ぶ会」に自由参加している。

学生に対しては、授業科目として①毎日の礼拝、②北陸学院科目（全学共通で必修）、③学科ごとの1泊セミナー、④授業外のキリスト教関連行事などがある。

1) 毎日の礼拝

全学生は1学年、2学年を通して礼拝に参加することが求められる。月～金の週5日間、12時10分～12時30分の20分間である。チャペル（番匠鐵雄記念礼拝堂）で行われる礼拝は、奏楽・讃美歌斎唱・聖書朗読・奨励・祈祷という簡潔な形式で構成される。黙想と靈的な訓練の貴重な機会ともなっている。信徒の教職員と近隣諸教会の牧師たちが奨励を担当し、聖書の解き明かしや人生についての教えを聖書に基づいて語っている。

北陸学院科目「北陸学院セミナーI・II」の単位認定要件の一部として、学生は各学期に38回以上礼拝に出席することが求められている。礼拝退出時のカードへの押印により出席確認する方法をとっている。出席回数不足の学生には、補講や課題が与えられる。

2) 北陸学院科目

1年次の前後期を通じて、キリスト教について学ぶ授業「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」を必修として課している。

一泊セミナーである「北陸学院セミナー」は、キリスト教の人間観や人生観を通して自らを省み、人生の目的や生き方について考えることである。内容としては、講師の主題講演を聞き、それに基づいて小グループでディスカッションを行っている。ディスカッションを行う際の助言者として、当該学科の専任教員の他に地域の教会の牧師も参加し、講師が提供した話題を掘り下げるための助言を行うことが多い。このようにして学生が聖書と讃美歌に親しむように工夫している。「北陸学院セミナーⅠ」では、初年次教育の一環として、併設する大学を含め新入生全員で行い、「北陸学院セミナーⅡ」では、プログラムの名称、詳細、日数、運営方法などは、各学科の特色を活かす形で決定している。

3) 授業外のキリスト教関連行事

入学式、卒業式、春秋の特別伝道礼拝、花の日礼拝、収穫感謝礼拝、クリスマス礼拝・祝会などの全学的行事はすべて礼拝形式で執り行なわれている。新入生はまず入学式で聖書を読み、讃美歌を歌うことによってキリスト教に触れる事になる。両学科から学生宗教委員が選出され、毎週水曜日の礼拝における献金の感謝祈祷や、花の日礼拝・収穫感謝礼拝の後に花や果物をもって福祉施設訪問などの奉仕活動を行っている。学生宗教委員会は毎月1回定期的（年間9回）に開催されている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治18（1885）年9月9日、米国のキリスト教宣教師メリーキ・K・ヘッセルにより、キリスト教の信仰に基づく女子教育を目的とした「金沢女学校」が石川県金沢区上柿木畠に設置された。これが北陸における女子教育の始まりであり、「北陸学院」の創設となつた。

「金沢女学校」の開校式において、ミス・ヘッセルは英語で「幼な子を育てる女性はいわば世界を支配します。男子同様、女子教育は国家のために大切です。知育・体育・德育とともに純なる宗教心は品性をみがきあげ、それは将来、順境にあっても逆境にあっても輝きを放つでしょう。」と述べた。

この志は「主を畏ることは知恵の初め」（旧約聖書 詩編111編10節）という建学の精神となって今日まで受け継がれ、若い男女の魂のなかに脈々と息づいている。

短期大学の発足は昭和25（1950）年4月である。我が国最初の短期大学の一つとして、アイリン・ライザーを学長に「北陸学院保育短期大学」が誕生した。定員25名という日本一小さい短期大学であった。

平成20（2008）年4月、北陸学院大学を設置したことにより、幼稚園から大学までを備えた総合学園となつた。

その他沿革の概要は、次のとおりである。

明治17（1884）年10月	米国人メリーキ・K・ヘッセルにより私塾として開学
明治18（1885）年3月	金沢女学校設置認可
9月	金沢女学校開校式（金沢区上柿木畠）
昭和25（1950）年4月	北陸学院保育短期大学保育科設置（金沢市下本多町）
昭和26（1951）年7月	保育短期大学に保母養成所を付設
昭和28（1953）年4月	北陸栄養専門学院設立（金沢市柿木畠）
昭和38（1963）年4月	北陸学院保育短期大学を北陸学院短期大学に名称変更 北陸栄養専門学院廃校、短期大学に栄養科増設 (現、食物栄養学科)
昭和39（1964）年4月	短期大学に英語科増設（後に英語コミュニケーション学科）
昭和42（1967）年9月	短期大学を金沢市三小牛町イ11番地に移転
昭和43（1968）年4月	短期大学に教養科増設（後に教養学科） 専攻科保育専攻設置
平成4（1992）年3月	短期大学専攻科保育専攻廃止
平成11（1999）年4月	短期大学に人間福祉学科増設
平成17（2005）年4月	短期大学の英語コミュニケーション学科、教養学科を改組し コミュニケーション文化学科を開設（保育学科、食物栄養学科、コミュニケーション文化学科、人間福祉学科の4学科）
平成19（2007）年4月	人間福祉学科を男女共学化
平成20（2008）年4月	保育学科、人間福祉学科の定員を振り替える形で四年制の 北陸学院大学開設（1学部2学科、人間総合学部：幼児児童 教育学科/社会福祉学科）

北陸学院大学短期大学部

北陸学院短期大学を北陸学院大学短期大学部に名称変更
短期大学部（食物栄養学科、コミュニティ文化学科）を男女
共学化

平成21（2009）年3月 保育学科、人間福祉学科廃止
平成24（2012）年4月 人間総合学部社会福祉学科を改組し、社会学科を開設
平成29（2017）年4月 人間総合学部幼児児童教育学科を子ども教育学科に名称変更

2. 本学の現況

・短期大学名

北陸学院大学短期大学部

・所在地

〈三小牛キャンパス〉 石川県金沢市三小牛町イ 11番地
短期大学部、大学、小学校、第一幼稚園

・学科構成

食物栄養学科

コミュニティ文化学科

・学生数、教員数、職員数 (平成29（2017）年5月1日現在)

(学生数)

短期大学部	学科名	入学定員	1年次	2年次	現員	収容定員
	食物栄養学科	95	62	72	134	190
	コミュニティ文化学科	65	35	48	83	130
短期大学部 合計		160	97	120	217	320

併設校 北陸学院大学

大学	学部名	学科名	入学定員	1年次	2年次	3年次	4年次	現員	収容定員
	人間総合学部	子ども教育学科	70	74	75	-	-	149	280
		幼児児童教育学科	-	-	-	60	87	147	-
		社会学科	70	84	53	40	33	210	280
	人間総合学部 計		140	158	128	100	120	506	560
	大学 合計		140	158	128	100	120	506	560

※平成24（2012）年度から幼児児童教育学科の収容定員を100人から70人に変更。

※平成24（2012）年度から社会福祉学科を社会学科に改組し、収容定員を80人から70人に変更。

北陸学院大学短期大学部

(教員数)

短期大学部	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	計
	食物栄養学科	4	1	3	0	3	11
	コミュニティ文化学科	3	1	2	1	0	7
短期大学部 合計		7	2	5	1	3	18

併設校 北陸学院大学

大 学	学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	計
	人間総合学部	子ども教育学科	9	2	4	2	0	17
		幼児児童教育学科						
	社会学科	7	2	3	0	0		12
		人間総合学部 計		16	4	7	2	29
大学合計			16	4	7	2	0	29

(職員数)

事務局長 (兼) 事務長	事務局長 付き課長	教学・学生支援センター					学術情報研究・社会連携センター		
		課長代理	副参事	教務係	教務助手	学生支援係	参事	係長	学術情報・ 研究支援係 ※1
1	1	1	1	4	1	3	1	1	3

総合政策課				総務財政課 ※2				計
アド・ミッションセンター	経営企画係	補助金係	I R推進係	課長代理	総務係	財政係	営繕係	
広報企画係								
3	2	1	1	1	2	2	3	32

※1 学術情報・研究支援係のうち1名 社会連携係と兼務

※2 総務財政課所属の小学校事務係（1名）除く

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

明治18（1885）年に北陸学院を創立したメリー・K・ヘッセルは、「主を畏れることは知恵の初め」（旧約聖書 詩編 111編10節）の聖句を愛した。これが建学の精神として受け継がれている。

この建学の精神に基づき、北陸学院大学短期大学部（以下「本学」という）では、北陸学院大学短期大学部学則（以下「学則」という）第1条で「本学は、福音主義のキリスト教に基づき、教育基本法及び学校教育法にのっとり、良き社会人として必要な教養並びに専門的教育を行うことを目的とする。」と定めている。

平成16（2004）年度に、建学の精神を体することができるよう、現代的に具現化した3つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」を明らかにしている。

① 神を畏れ、国を想い、人を愛する。

We believe in God, appreciate our country, and love our neighbors.

② 生かされている自分を活かす。

We seek to use our God given gifts and talents.

③ アタマをきたえ、カラダをつよくし、ココロをみがく。

We seek to develop our mind, body, and spirit.

この三つのミッション・ステートメントを推進するために、創立 120周年（平成17（2005）年度）に「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーに掲げ、学生・教職員がともに励んでいる。

1-1-② 簡潔な文章化

大学公式ホームページ（以下「大学ホームページ」という。）に、学院長の言葉として『創立以来、キリスト教精神に立ち、「ミッション」と呼ばれ、親しまれてきました。「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」を掲げ、多くの若者を生き生きとはぐくみます。誰にも、使命（ミッション）が与えられています。それを発見し、学びます。力を養い、魂を磨き、鍛えます。自分のために、この国と世界のために、ここ

で、あなたの使命を実現しましょう』とミッション・ステートメント及びスクールモットーを一体的に表現することで、教育目的に具体性と明確性を簡潔に広く伝えている。また、『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部 大学案内』(以下『大学案内』という。)にも、簡潔な文章を用いて、本学の理念を説明している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、学則第1条に「福音主義のキリスト教に基づき」「良き社会人としての必要な教養並びに専門的教育」と明示している。また、学則に示した目的を達成するために2学科を置き、神と人とに仕えるキリスト教のホスピタリティの精神を備えた人材を育成するために、各学科それぞれの目的を学則に定めている。

短期大学部に設置する食物栄養学科では、学則第5条第2項で、「栄養と健康について科学的に教育研究することを目的とし、もって食を通して健康で文化的な質の高い暮らしを送ることができるよう助言・指導ができる人材を育成する。」と定めている。コミュニティ文化学科では学則第5条第3項で、「地域総合科学科としての特性を有し、既成の学問分野を超えて幅広い教養と豊かな人間性を培い、地域と歴史的・社会的特性に注目し、新たな科学的・文化的発見による地域貢献を教育研究の目的とし、もって柔軟な発想と国際的視野を有する人材を育成する。」と定めており、学科毎に人材の養成に関する目的や教育上の目的を明示している。

また、「3つの方針」であるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも具体的に表現されており、教職員、在学生はもとより、大学ホームページや『大学案内』などを通じて社会一般に広く発信し認識されていると言える。

1-1-④ 変化への対応

平成20（2008）年度に設置していた4つの学科（保育学科、食物栄養学科、コミュニティ文化学科、人間福祉学科）の内、保育学科と人間福祉学科の2つの学科を4年制に改組し、北陸学院大学を開設してから現行の2学科（食物栄養学科、コミュニティ文化学科）体制となった。しかし、食物栄養学科の慢性的な定員超過と、一方でコミュニティ文化学科の定員確保が芳しくない状況から、平成25（2013）年度にコミュニティ文化学科（80人から65人）及び食物栄養学科（80人から95人）の入学定員の見直しを実施した。

更なる変化への対応として、平成28（2016）年度に食物栄養学科、コミュニティ文化学科に新カリキュラムを導入、学生の学ぶ意欲を引き出し、学生一人ひとりが主体的に学びを実現できるよう、特徴・特色を活かした体系的な教育プログラムを再構築した。

コミュニケーション文化学科は、平成28（2016）年度の新カリキュラム導入とともに、履修モデルコースの見直しを行い、学生がさまざまな分野のプロフェッショナルを目指せる指標となるよう4つの履修モデルコース（「ビジネス・経営実務コース」「医療事務コース」「観光ホテル・ブライダルコース」「外国語・異文化理解コース」）を設定した。

奨学金制度においても、時代の変化に対応している。

平成29（2017）年度に、入学生を対象とした新しい奨学金制度である「英語のミッショ

ン」奨学生を創設した。この奨学金の目的は、「実践的に英語を使い地域社会に貢献できるリーダーの育成」であり、本学の英語特別プログラムを修了することを支給基準に定めている。

急速な少子高齢社会の進行、グローバル化の急加速など大学を取り巻く環境は激変している中、本学として変えるべきもの、変えてはならないものを峻別している。そのため、本学では、学長の最終意思確認機関である大学評議会を原則月2回開催することにより、様々な変化等に対応している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神や教育理想、教育目的等について、キリスト教精神に基づいた一貫した意思を具体的かつ明確に表現することに努めており、今後も持続的かつ発展的に継承していくこと、キリスト教精神に基づいた教育が何を求めているかを分かりやすく表現していくことが課題である。

また、本学の使命・目的は関係法令に適合するとともに、学則等、学内規程に明記し運用している。

なお、使命・目的は不変であり、継承・発展させていくことが前提ではあるが、社会情勢や社会的要請を意識し、本学として変えるべきもの、変えてはならないものを峻別し、大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、更なる改善・向上への模索を図っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の継承と浸透を図るために、理事会、評議員会、常務理事会、大学評議会、教授会、各委員会では、議長による祈祷が開会閉会時に行われ、職員の毎朝礼時も讃美歌、聖書朗読、祈祷が取り入れられている。本学では毎日2限と3限の間にチャペルアワーを設けて礼拝を行い、学生と教職員が共に参加し、理念目的の源泉である建学の精神の啓発と継承に寄与している。

毎年4月の「新年度開始のつどい」、9月の「創立記念日」に役員、教職員全員が集う式を設け、理事長より当該年度の目標や使命・目的について説明を行い、日頃より役員、教職員に対して理解と支持を得ている。

新任教職員に対しては、採用時のオリエンテーションにおいて、学院長から建学の精神、教育目的等について説明が行われている。

学則をはじめとする基本的な規程の改定については、関係する委員会、部署で議論され「大学評議会」で審議・決定される仕組みとなっている。使命・目的及び教育目的の策定、改定に深く関わる学則の変更についても同様に大学評議会及び教授会の審議を経て、理事会で決定している。

従って、教職員及び役員の理解は十分なされており、支持された結果となっている。

1-2-② 学内外への周知

1) 学外に対しての周知

学外に配布する『北陸学院総合案内』に、建学の精神やミッション・ステートメント（教育理想）を明示している。また、大学の教育方針については、『大学案内』や大学ホームページに掲載し周知を図っている。

北陸学院全学広報誌として『北陸学院報』を年2回発行し、大学の教育目的に沿った具体的な教育内容及び成果を記載している。そして、卒業生や在学生保護者、関係企業等に送付し、本学の使命・目的及び教育目的の有効性を周知している。

2) 学生に対しての周知

新入生には、入学式とそれに続く新入生オリエンテーションにおける各種ガイドの際に使用する『学生要覧』等の印刷物、さらに「北陸学院セミナーI」（必修1単

位)における礼拝・主題講演等を通じて、「建学の精神」から本学の「使命・目的」を解説している。

在学生には、新年度のオリエンテーション及び2年次の「北陸学院セミナーⅡ」(必修1単位)等を通じて再確認させるとともに、特にガイダンス資料を通して学科・コースの目的を確認させることに努めている。

3) 教職員に対しての周知

教職員に対しては、前述のとおり、毎日の礼拝、新年度開始のつどい、創立記念日、新任教員オリエンテーションを通して折りあるごとに、本学の建学の精神、教育目的等について説明が行われている。

刊行物としては、年に5回『北陸学院学内報』を発刊し、巻頭言「学院長だより」のなかでキリスト教の教えに基づいた本学の使命、教育目的について記載している。

4) その他

本学の教育理念を推進するために、創立 120周年（平成17（2005）年度）にスクールモットーとして定めた「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」については、本学のテレビコマーシャルやスクールバスへのラッピング、教職員の名刺など、あらゆる場面で使用し学外に発信している。



1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成20（2008）年度の大学開設後に学生確保が困難な見通しを受けて、平成21（2009）年度に平成22（2010）～平成26（2014）年度5カ年の「経営改善計画」を立案、これを第1期中期事業計画として平成26（2014）年度の收支均衡をめざし、各部局で力を注いできた。その結果、ほぼ当初の目標を達成することができた。

平成26（2014）年9月には、「平成27（2015）～平成31（2019）年度 第2期中期事業計画書」を策定し、その冒頭に、中期事業計画の聖句「神が据えられた堅固な基礎は搖るぎません（テモテへの手紙二 2章19節）」と本学の建学の精神に基づいた全体目標を掲げ、その目標のもと、校舎の耐震化工事等のキャンパス整備を行い安全な教育環境を確保した。

平成29（2017）年度には、中期事業計画の個別戦略と毎年の事業計画及び事業報告が

連動するよう以下の見直しを行った。

- (1) 中期事業計画における「基本戦略」と「個別戦略」との関連性を明確にする。
- (2) 中期事業計画における「個別戦略」と毎年の「事業計画」との関連性を明確にする。
- (3) 毎年の「事業計画」にP D C Aサイクル機能を強化するために、事業報告に相当する項目「達成率」「進捗・達成（取組）状況」「今後の課題」を追加。

また、平成32（2020）年度からの第3期にあたる中期事業計画立案のために、理事会メンバーが中心となる大学改革委員会を設置した。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーについては、本学の教育理念に基づき、様々な社会情勢に合わせ、より具体的で分かり易いものにするために、大学評議会の所轄委員会である「教学マネジメント委員会（構成員：学長、学部長、短期大学部長、学科長、事務長）」において組織的に、全学的な課題としての見直しを行っている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

平成29（2017）年度の学校法人北陸学院の教育組織と運営組織は、【図1-2-1】「法人組織図」に示したとおり、経営を担当する事務局と教育を担当する北陸学院大学、北陸学院大学短期大学部、北陸学院高等学校、北陸学院中学校、北陸学院小学校、北陸学院第一幼稚園、北陸学院扇が丘幼稚園で構成されている。

短期大学部を含む大学の運営組織は、【図1-2-2】で示すとおり、大学評議会を中心に構成されている。

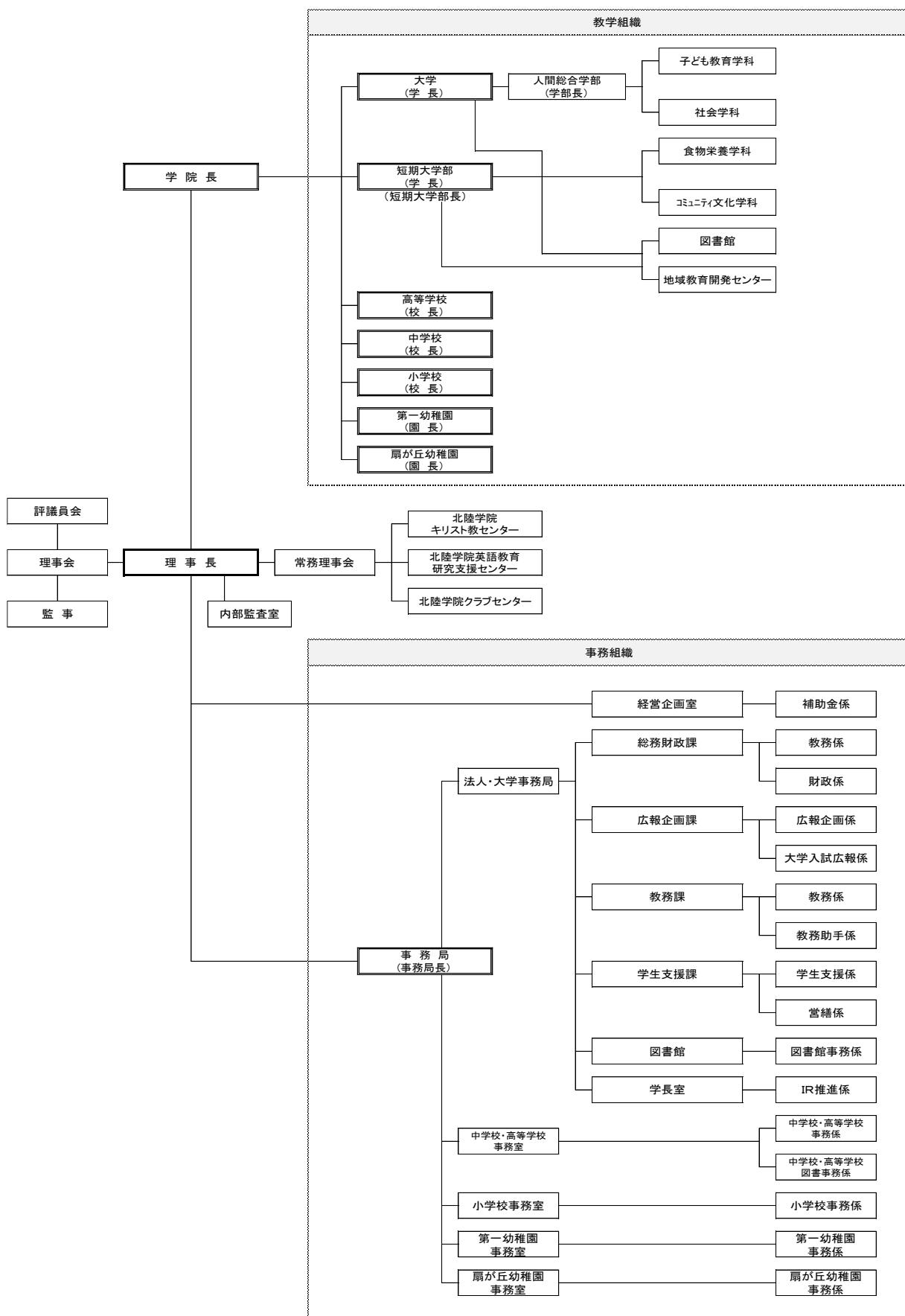
大学評議会は学長の最終意思確認機関であり、原則月2回開催されている。構成メンバーは、学長、学院長、宗教主事、副学長、学部長、短期大学部長、事務長、事務課長である。大学評議会の下には、20の専門委員会が設置されており、大学評議会から委任された事項及びそれぞれの役割について、各学科、各教職員の意向を踏まえ審議・検討を行い、その結果を大学評議会に報告している。各委員会の管理規則及び運営規程は、規程集として整備され、学内データベースサーバで全教職員に公開され適切に運営されている。

教授会の審議事項は、学則第12条第3項に定められており、原則として毎月1回開催している。

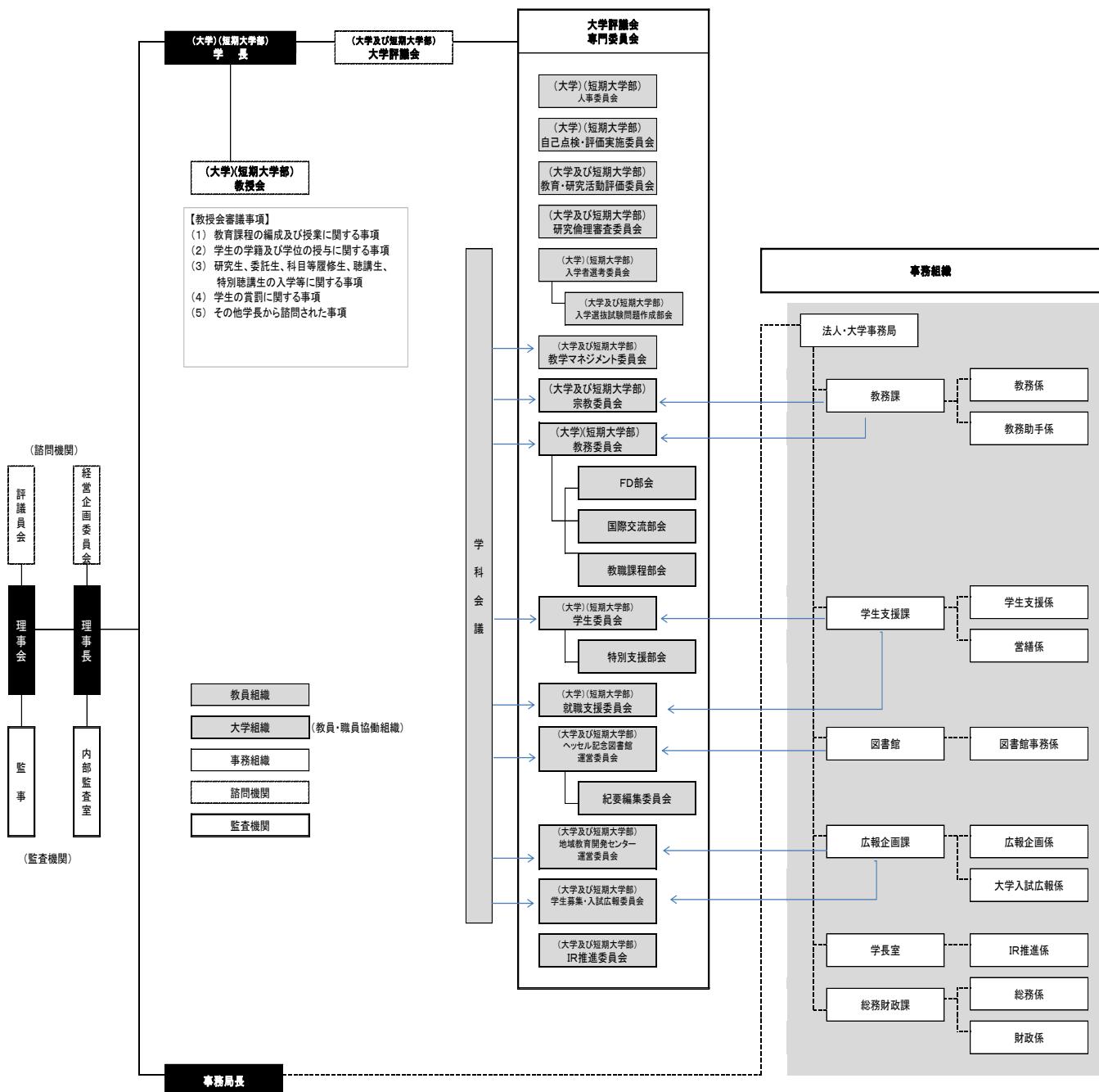
以上のように使命や目的及び教育研究組織の構成との整合性が図られ、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が連携していると判断している。

北陸学院大学短期大学部

【図1-2-1】法人組織図 (平成29(2017)年度)



【図1-2-2】大学運営組織図（平成29（2017）年度）



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的の継承と浸透を図るために、役員及び教職員に対して継続的な取組みを実施していることで、本学の使命・目的は理解しているが、教職員一人一人が教育内容や学生に対して、確実に浸透させているという点にまで至っていない。

まず、教職員や学生並びに学外に対して、キリスト教に基づく教育の理解の浸透が必要である。

中期事業計画は、第2期中期事業計画（平成27（2015）～平成31（2019）年度）も中盤を終え、新たな第3期中期事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に向けた現状の課題整理に着手した。第3期中期事業計画では、本学の使命・目的をより明確に教育システムに反映すること、大学を取り巻く環境の変化に対応するために、着実に実行していかなければならない課題の整理を行いながら進める予定である。

特に、本学の根幹であるキリスト教に基づく教育について、理解・浸透を図るためにキリスト教教育に関して三つのポリシーに反映させ、学修成果を可視化することに着手していく。

そのためには、経営及び教学に関する判断をよりスムーズに進めるために、協議すべき事項を重点的に議論できる体制の構築に関して、組織再編も含めた見直しが必要である。

[基準1の自己評価]

本学は、「教育基本法」「学校教育法」に基づいた教育を行う大学として、使命・目的及び教育目的、学部学科の人材養成目的を学則に明確に定めており、各専門領域とその教育課程が建学の精神に基づき、具体的に示されていると評価している。

使命・目的及び教育目的は、本学の個性・特色を具現化するために策定している。「中期事業計画」や「事業計画」などを通じてP D C Aサイクルに基づき継続的な点検を実施しており、関連法令や社会情勢の変化に応じて見直しを行っている。

以上のように、使命・目的及び教育目的は、本学の個性と特色を明確に示し、広く社会にも表明していることから、基準1「使命・目的等」の基準を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、キリスト教に基づくホスピタリティ（他者への思いやり）を通じて、学生一人ひとりを大切にし、良き社会人として豊かな教養と汎用的な専門知識・技能を身に付け、生涯にわたり、積極的に地域社会に貢献できる人材を養成することを教育理念として明示している。

この本学の教育理念の具現化をめざし、入学者受け入れ方針において、短期大学部全体として、「聖書に示された愛の精神に基づき、人と地域社会に奉仕できる人材の育成を目指し、以下の入学生を受け入れます」とし、次の4点を示している。

- ① 専門的な知識と技術を身に付けるために必要な基礎学力を有している者（*）
- ② 物事を多面的かつ理論的に考察することができる者
- ③ 自己の考えを的確に表現し、伝えることができる者
- ④ 北陸学院のスクールモットーである「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」という精神に賛同する者

さらに食物栄養学科では「『食』を通じて人びとの健康に貢献しようと考え、行動しようとする学習意欲の高い者」とし、コミュニケーション文化学科では「自らの将来を切り開こうという意欲を持つ者」とし具体的かつ明確にしている。

これらの方針については、『大学案内』『北陸学院大学短期大学部 募集要項』（以下、『募集要項』という。）、『学生要覧』、『北陸学院大学短期大学部 教授要目（シラバス）』（以下、『教授要目』（シラバス）という。）に明記している。また、ホームページに掲載するなど、志願者のみならず、広く社会一般に周知しているとともに、高校教員を対象とした進学説明会やオープンキャンパス等において説明を行っている。

（*）入学に際し、基礎学力テストを実施して、英語・日本語の基礎学力が不足している場合には、「英語基礎」「日本語基礎」の学びを義務付けている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、前述の入学者受入れ方針に基づき、多様な入学者の受入れ方法を取り入れている。平成30（2018）年度入試においては、次のとおり実施した。

短期大学部の入学試験制度は、食物栄養学科、コミュニケーション文化学科の2学科に共通している。入学試験実施体制は、大学評議会のもとに、学長を責任者とする入学者選考委員会が組織され、入学試験制度別の担当責任者、実務担当者などが任命され、入学者

選考規程により、一連の選考手順が定められている。

入試問題の策定については、入学者選考委員会のもとで、学部長を責任者とする入学者選抜試験問題作成部会が組織され、関連規程に基づき、試験問題作成の基本方針、作成者の選任等を行っている。一般入試問題の事務及び管理は、広報企画課大学入試広報係が行っている。

入学者選抜試験の種類は、指定校推薦入学試験、校長推薦入学試験、自己推薦入学試験（A、B、C）、AO型入学試験（A、B）、一般入学試験（第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期）、大学入試センター試験利用入学試験（A、B、C）である。また、社会人特別選考制度（A、B、C）などの多様な制度により、幅広い受験生の志願に応じている。これらの入学者の受け入れ方法については、『募集要項』などに明示するとともに、ホームページへの掲載、オープンキャンパスや高校教員対象学校説明会や学外で実施される進学相談会、高校訪問等の際にも説明を行い、入学希望者などに周知している。

入学者の受け入れにあたっては、「北陸学院大学短期大学部 入学者選考規程」に基づき、各学科の合否判定会における合格候補者案を、入学者選考委員会で審議して合格者を決定し、大学教授会に報告している。なお、入学者の選考については、教授会より入学者選考委員会に委任されており、審議、決定等適正に運営している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

本学の過去5年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、下記のとおりである。

学科	人数	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	人数	平成30年 5月1日現在
食物栄養学科	入学定員	95	95	95	95	95	収容定員	190
	志願者	126	139	134	110	84	在籍人数	134
	合格者	126	138	133	108	83		
	入学者	87	95	92	75	62		
	定員充足率	91.6%	100.0%	96.8%	78.9%	65.3%	収定充足率	70.5%
コミュニケーション文化学科	入学定員	65	65	65	65	65	収容定員	130
	志願者	56	82	74	66	49	在籍人数	83
	合格者	56	82	74	68	48		
	入学者	44	63	61	50	35		
	定員充足率	67.7%	96.9%	93.8%	76.9%	53.8%	収定充足率	63.8%

食物栄養学科においては、平成28（2016）年度に近在の大学が管理栄養士養成課程を設置し、本学においても学生募集に影響があると考えられたが、平成28（2016）年度はその影響はなかった。しかし、平成29（2017）年度は志願者が大きく減少した。この要因としては、他校の影響もあるが、高校生の四年制大学志向の強まりと「栄養士」を選択する高校生の減少も要因と考えられる。平成30（2018）年度から、栄養士養成課程と併せて、在学期間中にWスクールとして国家資格である「製菓衛生師」の受験資格を取得できるプログラムを導入し、学生の確保に努める。

コミュニケーション文化学科も、厳しい状況が続いている。平成 27（2015）・平成 28（2016）年度と入学者が 60 名を超えることができたが、この増加要因については特定できていない状況である。様々な数値から平成 27（2015）・平成 28（2016）と食物栄養学科も入学者が増加していることから、短期大学への進学者数が多くなったこと、また、高校別志願者数から、特定の高校からの志願者が一時的に増加したことが要因であろうと推測できる。平成 28（2016）年度よりコース制の見直しを行ったが、平成 29（2017）年度以降入学者数は減少し、平成 30（2018）年度の入学者は 35 名と、対策を講じなければならぬ状況に陥っている。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画） 要改定

本学のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成することができる学生を受け入れることを前提に策定している。入学者受入れ数も適切に管理しており、収容定員も教育を行う環境として適切な規模を確保している。

一方で、各入学試験制度には以下の課題もある。第 1 に、入学試験制度間の違いが少なく受験生にとって分かりにくい。第 2 に、AO 型入学試験制度は、一般的にはコミュニケーション能力、学びへの強い意志が重視されるが、結果的に制度の意図にそぐわない、自らの強みを明確に言い表すことの出来ない受験生も存在する。入学試験制度による学力格差やコミュニケーション能力の差も見られ、試験制度間の合否基準の明確化、平準化などが必要である。第 3 に、志願者、合格者、入学者、退学者、卒業者と、各入学試験制度によるデータの分析による相関関係も含め、エビデンスに基づく状況把握への取組みと体制の整備が必要である。

この点から、大学入試制度改革に向けて、現在の課題及び問題点等を整理するために、各入試制度に関するエビデンスを収集し、分析することを早急に進めなければならない。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員の協働体制としては、学長の最終意思確認機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、宗教委員会、教務委員会、学生委員会、就職支援委員会、図書館運営委員会、学生募集・入試広報委員会、地域教育開発センター運営委員会などの各委員会に職員が正規のメンバーとして参加し、職員の立場として積極的に意見を述べている。

正課の授業においても、全学共通科目内の「キャリア教養科目」として、「キャリアデザイン I・II」「情報機器演習 A・B」を配置し、早い段階から卒業後の進路をイメージしながら本学での学修を進められるようにしている。上記授業のうち数回は学生支援課の担当者が参加することで、学習支援及び就職支援の連携を図っている。

F D活動に関しては、大学・短期大学部各学科より選出された教員と部会長計5人の教員に教務課の2人の計7人で部会を構成しており、F D, mini F D研修会の立案、運営を協働して行っている。平成29（2017）年度は、教員向けのF D研修会を2回、mini F D研修会を4回開催した。

教員相互の授業参観（各学期に2週間、いずれかの教員の授業を参観してアドバイスを行う）には職員も全員参加しており、授業の感想、コメントも教員と同様に共通データベース内に準備された「授業参観記録簿」へ職員の視点から記入するなど授業改善に参画している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

学修支援の充実のため、次の取り組みを実施している。

1) アドバイザー制度

近年、学習及び生活上の様々な困難を抱える学生が増えてきている。そこで、本学では、学生を10人程度の少人数に分け、食物栄養学科は、「栄養士への道A・B（1年次）」「栄養士への道C・D（2年次）」のグループ担当教員、コミュニティ文化学科は、「基礎ゼミ I・II（1年次）」「専門ゼミ I・II（2年次）」の担当教員がアドバイザーとなり、授業はもちろんのこと学生生活全般についての相談を行っている。

「栄養士の道A～C」「基礎ゼミ I・II」では、学生がより多くの教員や学生と交流できるように、メンバー及び担当教員の入れ替えを行うことがある。なお、「専門ゼミ I・II」では、年間を通して、同じ担当教員が助言や相談を行う。

2) オフィスアワー

平成24（2012）年度より、学生が授業以外に教員の研究室を訪ね自由に質問できる時間として、オフィスアワーを設定している。専任教員は、特別な用務がない限り、研究室等において学生からの授業内容についての質問に対して指導・助言を行い、また、生活面における相談に対しても指導やアドバイスを行っている。また、平成28（2016）年度からは、専任教員だけではなく非常勤講師に対してもオフィスアワーの時間を設定している。

オフィスアワーについては、『学生要覧』、学科ガイダンス、学内掲示板などで学生に案内している。

3) 中途退学者及び休学者への対応

学力不足による学ぶ意識の低下、目的意識の喪失など、入学時の意欲が維持できない、本学での学びに適応できない状況、また、こころの病などによる学業継続困難な状況など、退学者が増加している。その対応策として、欠席が目立つ学生に対しては授業担当者から学科教務委員への連絡を行い、アドバイザー教員（基礎ゼミ・専門ゼミ担当教員）や学科長がその都度面談を行い、欠席理由や本人の状態・意志を確認することとしている。平成28（2016）年度からは、職員が教員に学生の欠席状況を定期的に提供している。また、例年、6月に開催する教育懇談会において、個人面談を希望する保護者とアドバイザー教員が面談を行っている。その際に、学科で面談が必要と判断した保護者にも来校を要請し、学習状況及び今後の見通しに関して状況説明を行い、今後の対応など家庭とも連携した就学支援を行っている。年度末の成績送付に際しても、成績が不振な学生を対象にアドバイザー教員が保護者への説明を行い、要望がある保護者とは面談を実施した。

上記に併せて、GPAを用いた学習指導を行っている。各学期において、GPAが基準値未満であった学生に対し、本人及び保護者等に学科長、アドバイザーから注意、指導、警告を行うこととしている。当該基準については、『学生要覧』にも記載し、学生に周知をしている。

退学に至った学生に関しては、全体の動向把握と退学防止対策のための資料として、アドバイザー教員及び学科長による「教育指導経過報告書」が作成され、大学評議会に報告されている。

4) 障がい者への支援

学生支援課において、入学時に新入生全員に、持病や健康上の配慮を把握のため「健康調査票」の提出を求めている。配慮を要する学生の情報はリスト化し（新入生持病（身体疾病）保持者リスト）、学院長、学長、学生部長、所属学科長に配布し、適切な対応をとるよう学科内で情報を共有している。

また、学生委員会の下に、各学科から選出された教員で構成される「特別支援担当」を置き、支援が必要な学生に対し、早急に連絡、対処するよう体制が組まれている。

5) 学修支援室の設置

学生の自主的な学びを推進するために「学習支援室（自習室）」を設置している。同室は飲食可能とし毎日8時15分から22時まで開放し、土日も利用可能としている。学習支援室では主に公務員試験、栄養士実力試験、フードスペシャリスト試験、就職試験など試験準備を行う学生が多く、これらの自主的な学びを深めるために各種参考資料、情報検索用のパソコンを設置している。本学で公務員試験に合格した多くの学生は、この学習支援室で学んでいた学生であり、学ぶためのスペースとして学生間にも浸透し、利用されている。

本学では修士課程がないことから、TAの活用についてすぐ対応することは困難である。しかし、SAという定義はないが、教員の教育活動の支援に上級生が下級生を支援する仕組みがなされており、学修支援の充実は図られている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、小規模大学の特性を活かし、教職協働による学修・学生支援を組織的に整備しているが、現状の課題・問題点を検証しつつ更なる充実を図っていく。

中途退学者の防止についてはきめ細かい対応を行っているが、1年次では不本意入学による「進路変更」、2年次では「学力不振」による退学者が多い状況である。これに関して、きめ細やかな対応・支援を行っているが、教員の負担が多いことも否めない状況である。この課題に真剣に向き合い、大学としての学生支援の在り方・方針を明確に示す必要があり、各データの収集及び分析に着手していく。

なお、SAの活用に関しては、SAを活用することが有効な科目に関して調査することの検討に入った。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

「食物栄養学科のキャリア支援」「コミュニティ文化学科のキャリア支援」「学生支援課によるキャリア支援」「English Centerによるキャリア支援」について説明する。

1) 食物栄養学科のキャリア支援

1) - 1 キャリア支援科目

「キャリア支援科目」は、社会環境を「働く」という視点から捉え、学生独自の職業観を育み、就労意識の育成を図るため学科別の内容となっており、食物栄養学科とコミュニティ文化学科の進路に応じている。

食物栄養学科のキャリア支援科目は、【表2-3-1】のとおりである。

【表2-3-1】 食物栄養学科のキャリア支援科目

科目名	必修・選択	開講時期
① キャリアデザイン I・II	必修科目	1年次前期・1年次後期
② キャリア実践演習	選択科目	1年次後期
③ 栄養士への道A～D	必修科目	1年次前期～2年次後期

学生は、上記の「キャリアデザイン I・II」(①)により、働くことの意義や職業世界について知り、就職活動に必要な知識・能力を習得し、「キャリア実践演習」(②)により社会人として基礎的な教養を身に着ける。これに加え、「栄養士への道A～D」(③)により、栄養士となるために必要な知識やスキルを、現場での実習を交えながら深め、自らの将来の姿を想定したキャリアデザインを描くことができる構成となっている。

この他のキャリア科目として、基本的な情報処理の概念及びパソコンの操作技術を学習することで、就労時に必要であると考えられる基本スキルの獲得を支援している「情報機器演習 A（必修科目、1年次前期）」「情報機器演習 B（必修科目、1年次後期）」がある。

1) - 2 キャリアガイダンス

食物栄養学科では、1年生全員を対象に学科独自の「キャリアガイダンス」を開催し、栄養士の勤務先である給食受託業者や病院、保育所などの担当者を招き、講演や模擬面接を行うことにより、学生が栄養士という職業に対する理解を深め、スムーズに就職活動に取り組めるようサポートを行っている。

1) - 3 管理栄養士取得支援プログラム

食物栄養学科では、管理栄養士国家試験対策として、在学中から「管理栄養士取得支援プログラム」を実施している。具体的なプログラムの内容は、在学期間中に「栄養士実力養成講座」と位置付け、1年次は「基礎編」として履修した学科目について模擬試験等を通じて理解を確実にし、2年次は「専門編」として分野毎に要点を整理し2年間の学びをまとめ、管理栄養士資格取得者とも交流し資格取得の意義を知る機会としている。

卒業後は「管理栄養士国家試験受験対策講座」と位置付け、「入門編」として試験科目毎に要点を整理し理解を深めて、合格者の体験談を聞く機会も設け受験勉強を始める動機づけと学習意欲の向上を目的としている。また、「応用編」として受験直前に試験傾向を含めて、問題集中心の講座を実施している。平成24（2012）年度から、市内中心地の公共施設で夜間開講も開始し、当該講座の更なる充実を図っている。

2) コミュニティ文化学科のキャリア支援

2) - 1 キャリア支援科目

コミュニケーション文化学科のキャリア支援科目は、【表2-3-2】のとおりである。

【表2-3-2】 コミュニティ文化学科のキャリア支援科目

科目名	必修・選択	開講時期
① キャリアデザイン I・II	必修科目	1年次前期・2年次後期
② キャリア開発セミナーA～C	必修科目	1年次前期・1年次後期
③ キャリア教養講座A・B	必修科目	1年次前期・1年次後期
④ キャリア教養講座C	選択科目	2年次前期
⑤ ビジネス人間関係論	選択科目	2年次後期

学生は、「キャリアデザイン I・II」(①)により、卒業後の働き方を主体的に考える機会を得て、「キャリア開発セミナーA～C」(②)で、具体的なビジネスマナーや就職活動の知識、自己の考えを適切に表現できる能力を学ぶ。あわせて、「キャリア教養講座A・B・C」(③④)により、社会人として求められる基本的な学力・知識を習得し、コミュニケーション文化学科の学生の多くが就職している一般企業や医療機関への就職へと繋げている。また、人間関係も社会人に求められる大切なスキルと捉え、「ビジネス人間関係論」(⑤)を開講している。

このほか、食物栄養学科と同様に、「情報機器演習A（必修科目、1年次前期）」「情報機器演習B（必修科目、1年次後期）」がある。

2) - 2 編入学試験サポート

英語や観光、経営、司書など、学科で学んだ専門分野の知識や技術をさらに磨くために、編入学を目指す学生へのサポートを専門教育科目として取り入れている。具体的には、学術的な文章を題材に論文を読む練習をする「アカデミック・リーディング」

(選択科目 1年次後期) と各大学の編入試験における過去問題を中心に小論文の基本的な書き方を学ぶ「小論文作成法」(選択科目 2年次前期) がそれにあたる。

2) - 3 資格取得のためのサポート

学生のキャリアアップを支援する授業として、全経簿記3級、日商簿記検定3級、2級を目指す「資格簿記A～C」、実務技能検定協会サービス接遇検定2級、準1級を目指す「資格接遇サービスA、B」、実務技術検定協会 秘書検定3級、2級を目指す「資格秘書技能A、B」(選択科目)、Microsoft Office Specialist (MOS)合格を目指す「資格コンピュータA、B」がある。これらはすべて選択科目であり、大学を含む他学科の学生も履修可能となっている。

3) 学生支援課によるキャリア支援

学生支援課の日常業務として、求人受け入れ、学生指導、県内企業を中心に行う企業訪問による新規求人開拓などがある。学生指導においては、本学の規模の特性を活かした「一人ひとりの学生に合わせた就職指導」を行うため、1年次に、「就職適性検査」を実施し、結果から、自身の職業興味や職業適性を知ることで、早い段階から将来の職業選択に活用している。また、就職活動時期に合わせて学生全員と教員と学生支援課職員が面談を行っている。1人15～30分の面談を行い、学生の希望や就職に対する考え方を聞き、就職活動の進め方等をアドバイスしている。

それ以降も、随時学生の希望に合わせ個別相談に応じている。また、履歴書の添削や希望進路に合わせた面接練習も職員が個別に随時対応している。長期休業中も学生が随時求人情報を閲覧できるように、学事システム(メソフィア)を通して求人情報を公開している。

3) - 1 キャリアアップ講座

これらの日常業務の他に、学生支援課は、キャリアアップ講座を企画、実施している。キャリアアップ講座については、4月のオリエンテーション時に全学生に説明をしているほか、チラシを作成し学生に周知している。その中の「公務員試験対策講座」と「短期集中対策講座」について説明している。

・ 公務員試験対策講座

地方公務員、市役所上・中・初級の教養試験正解率7割以上を目指すために開催する外部講師による講座で、年間90コマ以上実施している。「一般知能講座」「一般知識講座」「論文マスター」「時事問題」「面接マスター」など採用試験で実際に必要な内容を網羅しており、最長2年間をかけて公務員を目指すことが出来るプログラムである。受講料は5万円であるが、公務員試験合格時には、合格お祝い金として5万円を支給している。

平成29(2017)年度の受講者は、【表2-3-3】のとおりである。

【表2-3-3】 平成29（2017）年度 公務員試験対策講座受講者

学科	学年	継続受講者	新規受講者	合計
食物栄養学科	1年生		3	3
	2年生	1	1	2
コミュニティ文化学科	1年生		2	2
	2年生	0	0	0
合計		1	6	7

・ 短期集中対策講座

「時間割の都合などで基礎学力や就職・検定試験対策の勉強が思うように進まない」という学生の声に応えるために、夏期・春期の休業期間中に短期集中型の自学自習を中心とした講座を開講している。この講座では随時、担当教員に質問や解法のアドバイスを受けることができる。学生の主体的な実習準備や就職・検定試験対策の機会とすることを目的としている。具体的には、日本漢字能力検定、日本語検定、実用数学技能検定やMicrosoft Office Specialist (MOS)、S P I 対策講座等、学生が希望する資格・検定の対策講座を夏期・春期に2週間ずつ行っている。【表2-3-4】

また、就職対策としてマイクアップ講座も毎年開催しており、多くの学生が参加している。

【表2-3-4】 平成29（2017）年度 短期集中対策講座等受講者数（併設する大学を含む）

講座名	受講者数						計	
	夏期		春期			12月		
	I期	II期	I期	II期	III期			
短期集中対策講座	実用英語技能検定	0	1	0		0	1	
	日本漢字能力検定	0		0		0	0	
	数学検定	0		0		0	0	
	MOS Excel		8	9			17	
	MOS Word		0	3			3	
	MOS PowerPoint		0	1	18		19	
	S P I 対策講座						0	
合計		0	9	13	18	0	40	

I期：8/21～8/25 I期：2/13～2/16

II期：8/28～9/1 II期：2/19～2/20

III期：2/26～3/2

また、本学では取得した資格・検定に合わせて奨励金制度【表2-3-5】も設けており、よりグレードの高い資格・検定の取得に向けて目標を設定することで、目標達成によ

る自己効力感を高め、さらに学習意欲の向上を図っている。平成29（2017年度）は、述べ32名に支給した。

【表2-3-5】平成29（2017）年度 資格検定奨励金実績（併設の大学を含む）

資格検定の名称	奨学金額 100,000円	交付 実績	50,000円 交付 実績	30,000円 交付 実績	10,000円 交付 実績	5,000円 交付 実績	受験料相当額	交付単価	交付 実績	
実用英語技能検定	1級		準1級	---	---	---		2級	5,400	4
ケンブリッジ英語検定	C A E		F C E	---	---	---		P E T		
T O E I C	990～945		944～785	---	784～630	---		629～550		
日本語検定	---		---	1級	準1級	---		2級		
日本漢字能力検定	---		---	1級	準1級	---		2級	3,500	5
秘書技能検定	---		---	1級	準1級	---		2級	3,800	3
サービス接遇実務検定	---		---	1級	準1級	8	---	2級		
数学検定	---		---	1級	準1級	---		2級	4,000	1
日本商工会議所 簿記検定	---			1級	2級	---		3級		
マイクロソフトオフィススペシャリスト	---		---	---	---	Microsoft Word	1	---		
マイクロソフトオフィススペシャリスト	---		---	---	---	Microsoft Excel	9	---		
マイクロソフトオフィススペシャリスト	---		---	---	---	Microsoft PowerPoint	1	---		
合計			延べ	32人		支給額	189,500 円			

3) - 2 キャリアガイダンス

大学3年生及び短期大学部1年生を対象に、学生支援課が企画・運営を行っている。内容は、①企業人事担当者・就職支援企業担当者による基調講演、②就職内定者による発表・懇話会から構成される。基調講演では企業を取り巻く環境や採用動向、企業が求める人材、一般的な就職活動スケジュール、企業研究、自己分析について担当者から具体的に話してもらう。また②において内定を獲得している先輩学生の就職活動体験談の発表及び懇話会を実施する。当該学生が目前に迫る就職活動により明確なイメージを持ち、スムーズに取組みが行えるようにしている。

また、同日で保護者向けの説明会も行っている。

3) - 3 就職活動合宿セミナー

意欲の高い学生に対して、さらに就職意識を高め積極的な行動を促すことで、全体的な意識向上を狙いとした就職活動合宿セミナー（希望者のみ）を企画・実施している。対象は、大学3年生及び短期大学部1年生で、例年2月に開催している。セミナーの内容は、自己分析や企業研究を基礎とした魅力ある履歴書の作成や、自分の強みを表現するための面接練習、マナー講座など実践的な内容が中心である。平成29（2017）年度は、コミュニケーション文化学科8名が参加を予定していたが、悪天候のため中止となった。

3) - 4 保護者向け就職説明会

平成29（2017）年度は、保護者を対象とした教育懇談会の際に、就職説明会を実施した。「昨今の就活、就職動向と本学の学生動向」と題し、学生支援課職員が、昨今の就職活動状況、本学の就職状況・キャリア支援、保護者に行ってほしい支援等の説明

を行った。参加した保護者は42名であった。

3) - 5 学内合同企業説明会

石川県中小企業家同友会主催による合同企業説明会を学内で開催している。平成29(2017)年度は、14企業が参加し、大学、短期大学部併せて47名の学生が参加した。

3) - 6 『就活n a v i』の作成

本学独自の就職手帳として『就活n a v i』を作成し全学生に配布を行っている。この手帳にはカレンダー・スケジュール管理をはじめ、履歴書の書き方、電話のかけ方、自己分析の方法、ビジネスマナーに至るまで掲載されており、就職活動に向け、幅広く活用できる内容になっている。

3) - 7 インターンシップ

インターンシップについては、希望する学生を、県内企業や地元公共団体に斡旋している。学生の希望する職種・業種に合わせたマッチング、事前指導（マナー講座等）、インターンシップ中の指導、事後指導までを学生支援課で企画・運営している。平成29(2017)年度は、コミュニティ文化学科述べ36名が、22企業・団体のインターンシップに参加した。【表2-3-6】

また、大学コンソーシアム石川の枠組で、石川県、ジョブカフェ石川、石川県中小企業団体中央会が連携したインターンシップを積極的に利用している。

4) English Centerによるキャリア支援

English Center（英語教育研究支援センター）は、平成29(2017)年度に設置された英語に関する課外活動を支援するセンターである。センターには、専任の外国人教員が常駐しており、学生はいつでも来室し、英語を読む力、書く力、聞く力、話す力を自学で身に着けることができる環境が整っている。また、定期的に、英語を使いこなす実践的な学習や発音クリニック、実用英語技能検定、TOEICの対策講座等のプログラムも無料で実施している。

【表2-3-6】 平成29（2017）年度 インターンシップ参加人数

企業名	コミュニケーション文化学科	合計
(株) ヴァケーション	1	1
(株) カネヒサコーポレーション	1	1
(株) ダンボール・ワン	1	1
(株) ホテル・アローレ	6	6
(株) ホテル海望	3	3
(株) ホリ乳業	2	2
(株) 建設ドットウェブ	1	1
(株) 歯愛メディカル	3	3
(株) 大阪屋ショッピング	2	2
(株) 大和	1	1
(株) 日本エルディアイ	1	1
(株) 日本郵便	1	1
(税) 中山会計	1	1
KANAZAWA TABI-NE	1	1
むげんの和グループ	2	2
よろづや観光(株) 瑠璃光 葉渡莉	1	1
金沢市役所	2	2
今村証券(株)	1	1
山成商事(株)	1	1
辰巳科学(株)	1	1
津幡町役場	1	1
日の出製菓産業(株)	2	2
合計	36	36

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学のキャリア支援の特徴は、スクールモットーである「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」も基に、学生一人ひとりの希望に合わせた支援に重点を置き、学生の就職支援強化のために、学生支援課、学科就職担当、ゼミ担当教員が連携し、就職関連情報や学生の就職ニーズの共有化を図り、就職支援体制を充実させていく。

一方で、食物栄養学科では、専門職としての適性に不安を感じ、一般企業就職に進路変更した学生に対してのサポートが遅れる傾向にあり、専門職以外のキャリア支援の充実が課題である。

また、社会で求められる就業力に関して客観的な指標の必要性を感じている。今後、どのような方法で導入するか検討を開始することにしている。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織、機能

学生生活の安定のための支援として、全学科教員・担当職員によって構成されている学生委員会が組織されている。

法人・大学事務局には学生支援課を置き、就職支援、キャリア支援、学生生活の様々な支援を行っている。具体的には就職・キャリア支援全般、学生との個別窓口、学友会・課外活動支援、大学祭等諸行事の実施、学生寮の管理・運営、スクールバスの管理・運営、日本学生支援機構等外部奨学金の手続き業務、各種証明書の発行、カウンセリングルーム・保健室の管理、学内施設管理、アルバイト斡旋、学生生活調査の記録・統計などを行っている。

2) 健康相談、心的支援

学生の健康管理については、産業医がメンバーである本学全体の健康管理委員会と学生委員会が連携しており、保健室が主担当となっている。メンタルケアやカウンセリングについては、必要に応じて保健室と連携しながらカウンセリングルームが担当している。以下、具体的に説明する。

4月には全学生に健康診断を実施している。併せて、4月中に特別な配慮を要する学生の把握に努め、配慮を要する学生に関しては、学生委員会下の特別支援部会において、各学科担当教員と連携しながら個別にサポートできる体制を整えている。

保健室は、月～金曜日の9:00～17:00まで、看護師が常駐し、必要に応じて応急処置や病院受診の手配を行っている。

カウンセリングルームには、週3日（月・木・金曜日 9:00～16:00）常勤のカウンセラーが在籍し、メンタルケアが必要な学生の対応を行っている。カウンセリングについては、基本的には個人的な事情を最大限配慮して行っているが、必要に応じて学生支援課が窓口となり、学科教員・保健室との連携も行い、包括的に学生のケアを行っている。

保健室及びカウンセリングルーム利用者数は、学生委員会及び健康管理委員会も定期的に報告がなされている。平成29（2017）年度の短期大学部の学生の利用は、保健室が述べ196件、カウンセリングルームは4名であった。

キャンパス内は、校舎の内外問わず全面禁煙となっており、その旨4月のオリエンテーションに学生に周知している。また、教職員においても同様であり、新任オリエンテーション時に連絡をしている。

キャンパス・ハラスメントへの対応についても、『学生要覧』に掲載し、学生に周知している。また「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を作成し、大学のホ

ームページ上に公開している。キャンパス・ハラスメント防止のための体制については規定で定め、苦情相談窓口を明確にしている。教職員への啓発活動としては、学院全体の新任教員オリエンテーションで上記のガイドラインを配布し周知しているほか、毎年6月に全教職員に啓発メールを配信している。

3) 経済的支援

3) - 1 本学独自の奨学生

学生に対する経済面での支援としては、日本学生支援機構の奨学生に対する申請支援を行っている他、本学独自の学生生活サポートとして、各種奨学生を備えている。

成績優秀者に支給する「入学試験成績優秀者奨学生」「在学生成績優秀奨学生」「併設校学校長推薦奨学生」のほか、キリスト教信仰に基づき家庭環境などの制約のために“学びたい人”がその機会を逸することのないように「一人親家庭等奨学生」「児童養護施設等奨学生」「在学生経済支援奨学生」を備えている。

また、平成27（2015）年10月から、「キリスト教学校教育同盟」及び「カトリック学校連合会」指定校推薦奨学生、平成29（2017）年4月から、「併設校学校長推薦経済支援奨学生」「英語のミッション」奨学生を創設し、本学の趣旨に沿った内容で学生の経済的な支援の拡大を図っている。

【表2-4-1】 本学独自の奨学生 平成29（2017）年度実績

奨学生制度名	食物栄養学科		コミュニティ文化学科		合計
	1年	2年	1年	2年	
入学試験成績優秀奨学生 A奨学生	0	1	0	1	2
入学試験成績優秀奨学生 B奨学生	0	0	1	2	3
在学生成績優秀奨学生 A奨学生		1		1	2
在学生成績優秀奨学生 B奨学生		2		0	2
併設校学校長推薦奨学生 A奨学生	0	0	0	0	0
併設校学校長推薦奨学生 B奨学生	1	0	1	0	2
併設校学校長推薦奨学生（旧制度）		1		0	1
併設校学校長推薦経済支援奨学生 A奨学生	0		2		2
併設校学校長推薦経済支援奨学生 B奨学生	2		0		2
児童養護施設等奨学生	0	0	1	0	1
一人親家庭等奨学生	15	9	9	5	38
「キリスト教学校教育同盟」及び「カトリック学校連合会」指定推薦奨学生	0	0	0	0	0
「英語のミッション」奨学生 C奨学生	0		0		0
在学生経済支援奨学生	0	0	0	1	1
総計	18	14	14	10	56

3) - 2 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

毎年、4月のオリエンテーション時に日本学生支援機構奨学金の説明会を開催し、経済的支援が必要な学生に案内し、支援の手続き等は学生支援課が担当している。

平成29（2017）年度は、短期大学部の学生に対して、I種（述べ20人）、II種（述べ28人）に給付の手続きを行った。

3) - 3 その他の奨学金

- ・ 石川県育英資金

石川県教育委員会が実施している奨学制度で、石川県内に保護者が3年以上居住している者が対象として給付される奨学制度（無利子）である。但し、日本学生支援機構の奨学金との併用は不可である。

短期大学部では、平成29（2017）年度は4人が貸与を受けている。

- ・ 資生堂児童福祉奨学金

公益財団法人資生堂社会福祉事業財団が実施している奨学制度で、児童養護施設入所児童及び里子で、将来、児童福祉分野で活動を行うために、大学入学を希望する者が対象となる奨学金である。

本学では、この奨学金の協力校となり、奨学金対象者に対して本学独自の奨学金を付加する制度を提供しているが、現在までの受給実績はない。

4) 学生生活支援

福利厚生を含めた日常の生活面では、食堂、コンビニエンスストアを設置し、業者委託により運営・管理している。312席を有する食堂は、授業期間中は毎日営業し、安価かつ栄養バランスを考えた食事が提供されている。コンビニエンスストアは、国際交流研修センターの1階に設置され、食堂と同様、授業期間中は毎日営業している。

通学利便向上のために、小松・松任・津幡方面より、大学直通のスクールバス（有料）を運行している。金額は公共交通機関を利用して通学する場合の約半額となっている。他に、自宅外通学者が多く居住している平和町から、無料シャトルバスを授業開始・終了時間に合わせて、登校便5本、下校便4本を運行している。

また、2016（平成28）年度にキャンパス敷地内駐車場の拡充工事を行い、約300台収容の有料自家用車及びバイク等二輪車駐車場を確保した。毎学期先着順で駐車許可を行っている。平成29（2017）年度は自家用車295台、二輪車3台の許可を行った。それ以外にも公共の交通機関として私鉄バスも運行されており、通学に対する配慮は十分行っていると判断する。

5) 課外活動支援

本学では、学生委員会が学生組織である学友会と連携を図りながら課外活動への支援を行っている。平成20（2008）年度大学を開設した当初は、学年進行中における資金不足と、学友会の活動が女子だけの短期大学から男女共学として日が浅いことからあまり活発ではなかった。このため、大学開設を機に学生の課外活動を活発化することで大学生活を充実させ、学生の活気を引き出す目的で、学友会に対して経済的な支

援を開始した。現在は、大学同窓会が各クラブの学生数に応じた金額でクラブ活動の補助を行っている。

学生で組織する学友会は、学生の自主的活動により学生生活の向上を目的としている。学友会では年度当初の総会、代議員会の実施、大学祭の企画・運営、クラブ活動補助金の管理等を行っている。新入生オリエンテーションでは、学友会の紹介、クラブ・サークルの紹介を行い、代議員会では学友会前年度決算、当年度予算について諮る場となっている。なお、決算・予算については、学生委員会に報告することとなっている。

大学祭（栄光祭）は、毎年10月第4週に開催され、大学祭実行委員会は春から準備活動を進め、主体的な企画・運営を行っている。福祉施設や企業等によるブース出展にも取組み、地域に開かれた大学祭を実行している。

クラブ活動は、平成29（2017）年度は、体育系7、文化系7、合計14団体が活動している。また、補助金の対象ではないが、2団体のサークルが活動している。クラブ・サークルは各種大会・コンテスト等への参加のみならず、教育機関や福祉施設等での活動や、地域のイベントにも積極的に参加している。

サークルは、有志のメンバー5人と顧問が揃えば創設が申請でき、また、1年の活動実績があれば、代議員会及び学生委員会の議を経て、クラブに昇格できる仕組みとなっており、課外活動に取組みやすい体制としている。

また、学生表彰として、勉学はもとより様々な活動に意欲的に取組み、優れた成果を収めた学生を対象に毎年、各学科各学年1人に、「学長賞」を授与している。同窓会からも成績のみならずクラブ活動等で活躍している学生（2年生対象）に対して各学科1人、同窓会賞として表彰している。

（3）2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生支援について学生生活支援と就職・キャリア支援を一体化することで、就職活動の活性化に繋がっていることは事実であるが、就職・キャリア支援する職員としては、「支援」か「指導」かにより学生への接し方を変えざるを得ない。「指導」の部分が強く出ると、学生は学生支援課を敬遠しがちになるケースも見られる。しかし、職員のスキルを向上させることで解消を図る。

在学生アンケートにおいて、スクールバスの運行に関する要望が多いが、小松・松任・津幡便は有料のため乗車率が低く、バス運行に関する収支面、学生ニーズの面から、平成30（2018）年度より無料化にする。

独自の奨学金については、昨今の離婚率の上昇により、一人親家庭等による減免適用者の数が増えており、学ぶ意欲ある学生の就学機会の創出に役割を果たしている。

今後、更なる学生支援の充実を図るために、学生アンケートの結果を真摯に受け止め、可能なことから応えていきたい。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

短期大学部の校地は、三小牛キャンパスに大学と小学校、幼稚園を併設している。

三小牛キャンパスは金沢駅よりバス約30分で、緑に抱かれた、なだらかな丘陵地で自然豊かな環境である。

校地及び校舎については、【表2-5-1】のとおり、基準面積を十分満たしている。主な施設・設備の概要は以下のとおりである。

旧耐震基準で建設された大学の本館、体育館及び図書館に対して、平成26（2014）年度に耐震診断を実施した。その結果に基づき、平成27（2015）年3月に、創立130周年記念事業「キャンパス整備マスタートップラン」の一環として、本館及び体育館の耐震改修工事に着工し、平成28（2016）年3月に完成した。なお、図書館については耐震診断の結果、耐震基準を満たしていた。

【表2-5-1】 校舎・校地の面積

	収容定員 (人)	校地		校舎	
		基礎面積 (m ²)	現有面積 (m ²)	基礎面積 (m ²)	現有面積 (m ²)
北陸学院大学 北陸学院短期大学部 共用			80,295		15,095
北陸学院大学 専用	560	5,600		3,966	1,603
北陸学院大学短期大学部 専用	320	3,200		3,650	1,277
合計	880	8,800	80,295	7,616	17,975

1) 屋外運動場

面積11,684m²のグラウンドに、テニスコート（3面）、ゴルフグリーン（1面）の施設も整備している。

2) 室内施設

キャンパス内には体育館を設置している。施設は管理者（担当教員）の許可を得ることにより、授業時間以外いつでもクラブ活動等を行うことができる。

3) 校舎

三小牛キャンパスには、「本館（別棟含む）」「愛真館（学生会館）」「国際交流研修センター」「番匠鐵雄記念礼拝堂」「ヘッセル記念図書館」「ライザー記念館」「旧栄光台寮」の各建物がある。

それぞれの建築年度に違いはあるが、主な講義室やアメニティースペースを設置している場所には、屋外に出ることなく移動することが可能である。

コミュニケーションスペースとしては、「本館」には「食堂A（256席）」、「食堂B（56席）」、「愛真館」には「ラウンジ（129席）」、「国際交流研修センター」には「フレンドシップホール（74席）」がある。平成23（2011）年度には学生からの多くの要望に応え、コンビニエンスストアを設置し、飲食可能なスペースも増やしたことにより、各コミュニケーションスペースの利用も今まで以上に活用されている。

学生の自習スペースとして、図書館の開放は勿論、平成22（2010）年度からは、学習支援室として毎日（土日を含む）22時まで開放するスペースを設置し、学べる環境整備を充実させている。また、学生には貴重品や荷物等を保管できるロッカーを1人に1カ所貸与している。

教育研究活動の目的を達成するため、施設設備等は「建築基準法」「消防法」等法令に基づき維持・運用・管理を行っている。営繕係（専任職員3人）による日常管理等の結果を受け、専門家への相談も含め、協議・検討し改善・整備計画等に努めている。

清掃管理については、研究室以外の清掃は業者に委託している。本学営繕係と委託業者が連携を図りながら計画的な清掃管理と点検を実施し、快適な環境整備に努めている。

4) 学生寮

学生寮（栄光台寮）は、昭和43（1968）年に建設されたものであり、耐震基準の関係から、平成30（2018）年3月をもって閉鎖を予定している。平成29（2017）年4月現在の寮生は4名である。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

大学（一部短期大学部と共に）の実習施設、図書館については、次のとおりである。

1) コンピュータルーム（含む情報環境）

コンピュータルームは、平成25（2013）年度にすべての機器を更新し、3部屋稼働している。PC1（48人収容）とPC4（30人収容）は、「情報機器演習A, B」「心理学統計学I」等コンピュータを用いた授業に使用している。また、PC1は、授業以外は学生に開放している。PC2（30人収容）は、主に、月曜日～金曜日の8：15～18：00（授業のない期間は17：00）学生の自習のために開放している。

パソコンルーム以外で、学生が自由に使用できるパソコンを、学習支援室に8台、フレンドシップホールに2台設置している。また、図書館において7台のノートパソ

コンの貸出を行っている。コンピュータの使用上の注意については、4月のオリエンテーションにおいて、『学生要覧』に掲載している「ネットワーク利用規程」「ネットワーク利用心得」「ソーシャルメディアガイドライン」を示して全学生に伝えている。

Wi-Fi環境としては、国際交流研修センター全館、食堂、MC、ILC、愛真館のラウンジ、第一視聴覚教室が対応している。

コンピュータ導入、更新等については、「コンピュータネットワーク運営委員会」において検討し、計画的に実施している。

2) 視聴覚教室

大スクリーンを備えた視聴覚教室は、第1視聴覚教室（収容人数 242人）、第2視聴覚教室（収容人数 124人）、第3視聴覚教室（収容人数 126人）の3教室がある。

3) ラーニングコモンズ

学修者が能動的に学修することによって、汎用的能力の育成を図るために、学内の3箇所に「ラーニング・コモンズ」（ILC、MC、LLC）を開設している。ラーニング・コモンズには、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション、共同学修に必要なホワイトボードやプロジェクター、人数に応じて自由に組むあわせできる椅子等を設置している。

4) ヘッセル記念図書館

北陸学院の創設者メリー・K・ヘッセルの名前から名付けられた「ヘッセル記念図書館」は、約17万冊もの蔵書数があり、本学規模では比較的多くの蔵書数を誇っている。

中には、メリー・K・ヘッセルが愛用した聖書や英米の讃美歌コレクションなど、伝統ある本学ならではのキリスト教関係の貴重な資料も数多く残されている。もちろん、栄養学、調理関連や語学、ビジネス関連などの専門書も多く取り揃えていることが特徴である。

通常の開館時間は8時30分から18時30分。学生が始業前後（1限目は8時50分から、最終限が18時00分まで）に利用可能としている。

図書館における情報発信の手段としては、ホームページに「ヘッセル記念図書館」のページを設け、そこから「利用案内」「O P A C（本学と他図書館の蔵書検索、図書館カレンダー、図書館活動等掲載）」「図書館リポジトリイ（本学の紀要掲載論文掲載）」等を閲覧、利用することができる。

本学図書館は、石川県立図書館を始めとする他の図書館と連携し、相互利用及び研修等の協力関係を築いている。また、N A C S I S - C A T / I L L（国立情報学研究所目録所在情報サービス）に加盟し、他館からの文献複写依頼、貸出依頼に応じている。図書館の利用方法については、入学直後に図書館オリエンテーションを学科毎に実施している。教員の要請により、授業関連の資料の探し方のガイダンスも行っている。本学の特徴としては、貸出冊数に制限を設けていないことが挙げられる。課題が多数ある時でも、十分準備できるよう配慮している。

教員が受講学生に必読を課す「指定図書」については、コーナーを設けて、教員と連携しながら、より多くの学生に読んでもらえるよう貸出期間に制限を設け提供している。

平成25（2013）年度より、図書館利用をより推進するための新たな施策として、学生自身が自由な発想で利用拡大を図ることを目的とした学生による「図書館サポート制度」を開始した。同制度では学生センターによる展示コーナーの設置や、所属学科に関連する学生の視点による選書ツアーや（地元の書店）を通して、「図書館のPR」の役割を担ってもらっている。また、PR以外の業務を手伝ってくれるボランティアも募集し、毎年多くの学生ボランティア活動（空き時間や放課後）が行われている。

図書館の活動としては、平成27（2015）年度より開始した「お昼の学生講座」があげられる。これは昼休みの15分間を利用して図書館2階で、学生が主体的にゼミ等で発表した内容や自分の特技を披露するイベントで、誰でも発信することができる。2017（平成29）年度は、18回開催され、延べ181人の参加があった。

そのほかの活動として、年間の貸出冊数が多い学生を「トップリーダー賞」として表彰し、賞状と記念品を贈呈している。また、不要な本を提携会社に送り、その買取価格を学院に寄附する「北陸学院BOOK PROJECT」を推進している。寄附金は本学学生的教育支援に役立てている。

上記のほかに、調理実習室、化学実験室、解剖・生理学教室等実習に必要な施設を適切に整備している。

2-5-③ バリアフリーはじめとする施設・設備の利便性

各校舎の廊下等には、緊急時の避難経路を示した図を見やすい形で掲示しており、避難訓練も年1回実施し、危機・安全管理について適切な措置を講じている。また、キャンパス内はすべて禁煙としている。

バリアフリー化については、平成29（2017）年度に本館西側の階段に手摺を設置した。これにより手摺を使って学内を移動することができるようになったが、全ての階段に設置するまでに至っていない。また、階段昇降機や障がい者用のトイレ、段差解消ボードは整備しているものの、現状ではすべての校舎で対応はできていない。このため、障がいのある受験生には、本学のバリアフリーの現状を説明するとともに、必ず施設の見学をしたうえで入学後に必要となるサポートについて相談していただくことを求めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

食物栄養学科では、講義科目を原則1クラスで開講しており、履修人数に応じて35名～70名で実施している。また、実習、実験に関する授業は、栄養士法施行規則第9条第10号の定めに従い、1クラス40名までとしている。

コミュニケーション文化学科も、講義科目を原則1クラスで開講しており、履修人数に応じて10名～60名で実施している。「基礎ゼミ」の履修人数は、受験者数・手続き状況を見ながら、8人程度で開講できるようゼミ担当者を決め、早めに調整を行うなど工夫

を行っている。

言語教育科目のうち、「英語A I～F I」及び「日本語表現法 I」は、入学時に実施した「基礎学力テスト」と検定取得級をもとに習熟度別にクラス編成をしており、「英語A I～F I」は3～24人、「日本語表現法」は7～39人のクラス編成としている。

「情報機器演習A・B」は12～38人で1クラスとしている。

F D部会では、授業担当者及び学生からクラス人数についての要望があれば取上げられるように、学生による「授業評価アンケート」及び結果に対する教員のコメントを点検している。教員や多くの学生からのクレームがある場合にはF D部会において検討することにしているが、現在のところ特に受講人数に関する要望は出ていないため、概ね適切にクラス設定がなされていると判断する。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

耐震改修及び耐震改築については、平成25（2013）年度に策定した耐震改修及び改築を前提とした「北陸学院 キャンパス整備マスタープラン」に基づき、キャンパス内の使用しているすべての建物の耐震改修工事は完了している。バリアフリー化については、中期事業計画に基づき順次実施していく予定である。

災害等の危機対応としては、「危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」に沿った対応を順次実施していく。

本学では、学ぶ環境、学び合う環境整備に重点を置き、教育目的の達成のため、快適な環境に努めている。また、各種アンケート等による学生の意見を踏まえ、引き続き学生が学修を行うための環境の充実を図っていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の聴取に関しては、次の 2 つのアンケートを実施している。

1) 授業評価アンケート

平成 24 (2012) 年度から、FD 部会を中心に、原則全科目（実習やゼミを除く、オムニバス科目は任意）を対象として、学期の中間期に学生の意見を確認し、速やかに授業の改善につなげることを目的に「中間アンケート」を実施している。アンケートは、15 回の授業の場合は、遅くとも 7 回目までに実施し、教員が残りの授業改善の参考に活用している。期間中に 1 回以上の実施が義務付けられているが、平成 29 (2017) 年度では全体の 48.6% に当たる 86 科目において毎回実施され、前年度に比べ、6.4 ポイント増という結果が得られた。これは、「中間アンケート」実施が定着したことと、各教員が積極的に授業改善に取り組んでいる結果と考える。

また、前期及び後期の期末には、「授業に関するアンケート（期末）」を実施している。これは 1 教員 1 科目を原則に、学生自身の受講態度や授業に対する率直な意見等についてマークシート方式に答えるアンケートと自由に感想、意見、教員に対する質問が記入できる「自由記述式」で構成されている。アンケート集計後は、集計結果と学生から寄せられたコメントを各教員に配布し、所見を求めている。授業評価結果については、学長、学部長、学科長に配布し、教学マネジメント委員会で報告している。全体の集計結果については、「FD 活動に関する報告書」に掲載し、公表している。

2) 大学および短期大学部への適応過程に関する調査

大学間連携共同教育推進事業の一環として、平成 25 (2013) 年 1 月に「大学および短期大学部への適応過程に関する調査」を開始した。

本調査は、全学生を対象に、大学生活や授業外学習の実態把握のほか、授業理解度、自分自身の能力、知識の変化など多岐にわたるアンケートを実施したものである。

同事業は、平成 28 (2016) 年度末をもって終了したが、本学において調査を継続することが決定している。

今後の課題としては、本学の目的に沿ったアンケート項目の精査があげられる。平成 29 (2017) 年度の第 9 回教授会において、平成 28 (2016) 年度の本調査の分析結果が報告されたが、今後も継続的に分析を行い、その内容を教員全員で共有することで、学修支援の一助にしていきたい。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望を把握するために年1回「学生生活調査」を実施し、広く学生の意見等を反映させている。その調査結果は、学生委員会及び担当部署並びに大学評議会に報告され、改善に繋げている。また、学生委員会及び担当部署で審議された内容については、集計結果とともに掲示板で学生に報告している。平成29（2017）年度の調査結果は、次のとおりである。

心身に関する健康相談の意見を示す指標として、「保健室の利用しやすさ」の項目があり、612名中、満足が43名（7.0%）、ほぼ満足が111名（18.1%）、普通が344名（56.2%）であり、8割以上の学生が不自由を感じていない結果となった。

経済的支援については、アンケートでは、「学費の主な支出減」（複数回答）として、「保護者」が472名（77.1%）、奨学金 178名（29.1%）、アルバイト等 69名（11.3%）が挙げられており、3割近い学生がなにかしらの奨学金を受けていることが見て取れた。また、84.8%の学生が週1回以上アルバイトをしている。「大学の施設・サービスに対する期待や要望」（複数回答）では、「授業料を安くしてほしい」が394名（64.4%）でトップの要望であった。このような学生に対する経済的支援を目的として、本学は独自の奨学金を備えている。（在学生経済支援奨学生、併設校学校長推薦経済支援奨学生、一人親家庭等奨学生、児童養母施設等奨学生）。支給人数は、2-4-①の「学生サービス」に記載している。ただし、例年、在学生経済支援奨学生の利用が低い。平成29年度の短大部の利用者は1名であった。同アンケート「本学独自で取り扱っている奨学金制度の認知度」については、「よく知っている」が51名（8.3%）、「知っている」が216名（35.3%）であり、残りの56.4%が「あまり知らない」「全く知らない」との回答であった。奨学金制度自体の周知についても検討すべきといえる。

また、このアンケート結果をもとに、学生生活の改善を図った事項もある。

兼ねてより要望が多かった駐車場充実の要望については、平成28（2016）年に、32台分の拡張工事を行った。現在は、296台分の駐車スペースを確保している。

学生生活全般に対する学生の意見の把握はなされていると判断しているが、意見に対する対応については、校舎等の建物・設備に係る大規模な要望もあるため、十分に応えているとは言い難い状況である。

多様な学生のニーズに対応し学生生活を安定させるための支援を具体的に行っており、十分であると判断している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

教育環境に関する学生調査についても、前出の「学生生活調査」において実施している。平成29（2017）年度の結果において、学修環境の満足度は次のとおりであった。

	教室施設		体育施設設		図書館		パソコンルーム		キャンパス内環境	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
満足	46	7.5%	50	8.2%	99	16.2%	78	12.7%	42	6.9%
ほぼ満足	125	20.4%	77	12.6%	190	31.0%	164	26.8%	113	18.5%
普通	305	49.8%	363	59.3%	261	42.6%	254	41.5%	283	46.2%
少し不満	91	14.9%	79	12.9%	39	6.4%	85	13.9%	116	19.0%
不満	42	6.9%	42	6.9%	22	3.6%	28	4.6%	56	9.2%
不明	3	0.5%	1	0.2%	1	0.2%	3	0.5%	2	0.3%
合計	612	100.0%	612	100.0%	612	100.0%	612	100.0%	612	100.0%

「満足」「ほぼ満足」「普通」と答えた割合は、71.6%～89.9%であり、概ね学修環境の満足度の基準は満たしている。施設老朽化に関する要望もあるが、費用が多大であるため、対応できる範囲で実施している。また、Wi-Fi環境の整備等対応できるものは、段階的に整備していきたい。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学修支援に関する学生の意見・要望等を「授業アンケート」「大学および短期大学部への適応過程に関する調査」や窓口等、様々な手段を通じて意見を汲み上げる体制を整備している。学生から汲み上げた意見については、真摯に受け止め、学生の情報開示方法の工夫を図り、学生満足度を高めていく。

「学生生活調査」において要望の多い事項は、学内でのATMの設置である。地元金融機関とも相談はしているが、学校が費用負担する方法でしか設置できない状況であり、今後の学生の要求を慎重に確認し、本学の財政状況を勘案しつつ予算化を図っていきたい。

[基準2の自己評価]

本学の食物栄養学科では「食を通して健康で文化的な質の高い暮らしを送ることができるよう助言・指導ができる人材を育成する」、コミュニティ文化学科では「柔軟な発想と国際的視野を有する人材を育成する」という各目標を掲げ、学生の受け入れ方針は、食物栄養学科、コミュニティ文化学科とも明確である。その方針は『大学案内』『学生要覧』、大学ホームページ、またオープンキャンパスなどにおいて説明され、本学の教育理念、受け入れ方針を理解した、豊かな可能性を持った学生を迎えていている。

「大学全入時代」という社会環境の中ではあるが、両学科ともそれぞれの特性に応じた多様な入学者選抜制度を実施している。中でも面接制度を重視し、栄養士・教育者な

どの専門職及び社会貢献に資するところの学びの姿勢、資質が合否判定の重要な基準とされている。学生数は、平成 29（2017）年度から入学定員を満たすことができず、大きな危機感を抱いている。理事会及び大学改革委員会では、短期大学部の定員減を決断し、短期大学部の質確保と入学者確保に全力を尽くしていく。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では教育理念を「北陸学院大学短期大学部は、キリスト教に基づくホスピタリティ（他者への思いやり）を通じて、学生一人ひとりを大切にし、良き社会人として豊かな教養と汎用的な専門知識・技能を身につけ、生涯にわたり、積極的に地域社会に貢献できる人材を養成すること」を教育の理念として掲げている。

この教育理念に基づき本学では、人材育成の目的を学科毎に、学則に定めている。

食物栄養学科では、学則第5条第2項において「食物栄養学科は、第1条の目的を達成するために、栄養と健康について科学的に教育研究することを目的とし、もって食を通して健康で文化的な質の高い暮らしを送ることができるよう助言・指導ができる人材を育成する」ことを定めている。

コミュニティ文化学科では、学則第5条第3項において「コミュニティ文化学科は、第1条の目的を達成するために、地域総合科学科としての特性を有し、既成の学問分野を超えて幅広い教養と豊かな人間性を培い、地域の歴史・社会的特性に注目し、新たな科学的・文化的発見による地域貢献を教育研究の目的とし、もって柔軟な発想と国際的視野を有する人材を育成する」ことを定めている。

本学ディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーは、上記の教育理念に基づき、平成25（2013）年度に全学的に見直しを実施した。平成27（2015）年度からは、従前は食物栄養学科とコミュニティ文化学科共通で作成されていた三つのポリシーを、学科ごとの編成に改定し、平成28（2016）年度の新カリキュラムへの移行に際し、更に見直しを行い、学則第5条に記載する学科の教育目的に沿ったポリシーを策定した。その後も教育目的の変更に合わせ、適切に改定を行っている。

平成29（2017）年度のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

北陸学院大学短期大学部ディプロマ・ポリシー （平成29（2017）年度）

【食物栄養学科・コミュニティ文化学科共通】

北陸学院大学短期大学部では、以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定します。

- ①ホスピタリティの学びを活かして、他者を思いやり、意見を尊重し、協働することができる。（関心・意欲、態度）

- ②学んだ知識を活かして自ら課題を見つけ、考え判断して、よりよく問題を解決できる。(知識・理解、思考・判断)
- ③口頭表現や文章表現を用いて自分の考えを適切に伝えることができる。(技能・表現)

【食物栄養学科】

- ④地域住民の健康増進や食文化の継承・発展に関わろうとする意欲がある。(関心・意欲、態度)
- ⑤培った専門性を食育推進活動や産業の振興等に活かし、地域社会の発展に貢献できる。(技能・表現)

【コミュニティ文化学科】

- ④地域社会で求められる知識と教養を身につけています。(知識・理解、思考・判断)
- ⑤専門的知識や取得した資格を活かし、地域社会に貢献できる。(関心・意欲、態度)

ディプロマ・ポリシーの周知については、『大学案内』『学生要覧』への記載、大学ホームページにて公開している。

また、入学時のオリエンテーションの際にも学生に対して説明を行っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、次のとおり学則及び「北陸学院大学短期大学部 履修規程」(以下、「履修規程」という。)で定め、『学生要覧』に記載し、学期始めのオリエンテーションにおいて学生に説明を行っている。

1) 単位認定

各授業の単位数は、短期大学大学設置基準に準拠して1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業形態(講義、演習、実験・実習及び実技)ごとに単位数を定めている。

授業時間は90分とし、前期・後期ともに15週の授業日と試験実施期間に当たる16週目を確保し、学事暦に示している。講義科目については15時間または30時間をもって1単位とし、演習科目については15時間または30時間をもって1単位とする。実験・実習・実習については30時間または45時間をもって1単位としている。

単位の認定については、履修科目における授業回数の3分の2以上出席し、授業科目ごとに行われる試験等に合格することと定めている。

単位認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ各科目的到達目標を設定し、目標の達成をもって単位認定を行っている。各科目的達成目標については、シラバスに記載している。

2) 卒業要件及び卒業認定

本学の卒業要件は、学位授与方針に基づいて、学則第18条に定める教育課程の各科目を履修し、それぞれの区分ごとに定める必要単位数を取得した上、合計単位数を満了することと定めている。

そして、2年以上在学し、学科ごとに定める履修規程別表2【表3-1-1】の卒業要件単位を取得した上、教授会の議を経て学長が卒業を認定すると学則で定めている。

【表3-1-1】卒業要件単位

食物栄養学科

科目区分		卒業に必要な単位数
全 学 共 通 科 目	北陸学院科目	4単位
	総合教養科目	2単位以上
	言語教育科目	日本語2単位及び英語2単位以上
	スポーツ・健康科目	1単位以上
	キャリア教育科目	3単位以上
学科基礎科目		8単位以上
専門教育科目		41単位以上
総合計		63単位以上

※ 自由科目は卒業単位に含まれない。

(食物栄養学科)

全学共通科目から14単位以上、学科基礎科目から8単位以上、専門教育科目から41単位以上合わせて合計63単位以上を修得すること。(履修科目の登録の上限:半期24単位,年間48単位)

コミュニケーション文化学科

科目区分		卒業に必要な単位数
全 学 共 通 科 目	北陸学院科目	4単位
	総合教養科目	2単位以上
	言語教育科目	日本語2単位及び英語2単位以上
	スポーツ・健康科目	1単位
	キャリア教育科目	4単位
学科基礎科目		24単位以上
専門教育科目		言語教育科目(2年次配当科目)と合わせて20単位以上 (注)全学共通科目の15単位に含めた言語教育科目を除く
他学科科目		3単位を上限として卒業に必要な単位に含めることができる
他大学科目		
総合計		62単位以上

※ 自由科目は卒業単位に含まれない。

(コミュニケーション文化学科)

全学共通科目から15単位以上(言語教育科目2年次配当科目を除く)、学科基礎科目から24単位以上、専門教育科目、言語教育科目(2年次配当科目)から20単位以上、合わせて合計62単位以上を修得すること。(他学科科目(他大学科目を含む)は、3単位を上限として卒業に必要な単位に含めることができる。履修科目の登録の上限:半期24単位,年間48単位)

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の適用については、『教授要目』（シラバス）の基準に基づき、次の成績評価により厳正に適用している。

1) シラバス（教授要目）への記載

成績評価方法については、平成23（2011）年度の『教授要目』（シラバス）より記載方法を見直し、平成25（2013）年度は、「成績評価方法と基準」の欄を評価項目・割合・評価基準に分けてより具体的に記している。更に、平成28（2016）年度から科目にナンバリングを行い、平成29（2017）年度から、シラバスに学科ごとのカリキュラム体系表を掲載、併せて各科目に事前事後時間を記すとともに、課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを明記し、評価方法の多様性を進めた。

シラバス作成に際しては、科目担当者により成績評価基準に違いがみられる状況を改善するために、「「S」「A」の成績を意識した到達目標を設定する」「成績の平均点が70～80点になるよう設定する」等の目安を設定し、周知、統一を図っている。

2) 成績評価方法

授業の評価方法については、授業の初回に担当教員より説明を行っている。

なお、本学の成績評価は下表のとおりS、A、B、C及びFをもって表し、C以上を合格（単位認定）としている。

【表3-1-2】 成績評価基準

評価	成績	合否	G P	備考
S	100点～90点	合格	4	
A	89点～80点		3	
B	79点～70点		2	
C	69点～60点		1	
F	59点以下	不合格	0	
X	喪失	不合格	0	出席数不足など受験資格を喪失した場合
T	単位認定	合格	—	ナンバリング90番台（※）の科目、北陸学院セミナーI・II、他大学で修得した科目的取得単位
W	履修中止		—	ナンバリング90番台（※）の科目で単位を修得できなかった場合も含む

※ナンバリング90番台とは、基礎学力が不足している学生を対象に開講している補習科目である。具体的には、「日本語基礎」「英語基礎」「栄養士のための計算入門（食物栄養学科）」「科学の基礎（食物栄養学科）」「数学基礎（コミュニティ文化学科）」がある。

科目担当教員は、上記による単位認定要件に基づいて厳正な成績評価を行い、各学期末に成績報告を行っている。なお、学生に成績を開示した後、成績評価に関する問

い合わせ期間を各学期において一定期間設けている。問い合わせがあった場合は、成績疑義照会制度に基づき、該当科目担当者に文書による照会を実施し、科目担当者からの回答を問い合わせ学生に開示している。

また、他大学における単位認定では、大学コンソーシアム石川に加盟する大学より提供される科目（シティカレッジ）のほか、放送大学との単位互換協定を結び、幅広い学びの機会を提供しており、修得した単位は、「T」（単位認定）として、卒業単位に含めている。

他大学等における既修得単位の取扱いについては、修学上有益と認める場合、本学における授業科目の履修によるとみなし、30単位を超えない範囲で認定している。単位認定は、学生より提出された「単位修得証明書」・『授業要目』を教務委員会で詳細に確認し、決定している。

平成29（2017）年度における卒業判定は、学位授与方針に基づき当年度の成績が決定した後、事前に教務委員会で確認を行い、大学評議会、教授会の議を経て決定している。

卒業に必要な単位数や資格については、『学生要覧』や4月オリエンテーション資料に記載して説明を行うとともに、履修モデルを示して履修漏れがないよう指導を行っている。さらに、ゼミ担当教員からも重ねて指導している。

3) GPAの有効活用

本学では、学生の修得単位のほか、GPAを採用し学生の成績評価を数値化することにより、授業に対する学生の意識を高めるとともに、学期ごとの学習指導に役立てている。

成績評価ごとのポイントは前述の【表3-1-2】のとおりであり、成績評価はS、A、B、C、F及びXとし、そのGPに単位数を乗じて得た数の総和を総履修登録単位数（T及びWを除く）で除してGPAを算出している。

GPAの活用方法としては、「GPAを用いた学習指導」として学生の学習への奮起を促す判断材料としている。具体的な指導は以下のとおりであり、『学生要覧』に記載し、学生に周知している。

- ・各学期においてGPAが、1.00未満であった学生に対し、本人および保証人（保護者等）に対し、学科長より、文書等による警告を行う。
- ・GPA2.00未満が2学期（2セメスター）連続した学生は、本人を呼び出し担当教員による注意と指導を行う。
- ・GPA2.00未満が3学期（3セメスター）連続した学生は、本人及び保証人（保護者等）を交え、担当教員による注意と指導を行う。
- ・GPA1.50未満が2学期（2セメスター）連続した学生は、本人および保証人（保護者等）と学科長とが面接し、引き続き学習する意志があるか確認を行う。
- ・GPA1.00未満が2学期（2セメスター）連続した学生に対し、学部長等より本人および保証人（保護者等）宛てに退学勧告を行う。

4) 出席管理

出欠の扱いについても入学時オリエンテーションやガイダンス等で説明するほか、ウェブ上の出席管理一覧表で学生の欠席状況を把握し、ゼミなどでも指導を行っている。平成25（2013）年度からは、学事システムの変更を行い、「メソフィア教員ポータルサイト」を利用し、成績・出欠管理を一元的に運用できるようにした。また、2017（平成29）年度より、教務課職員が学生の欠席情報を取りまとめ、学内共通フォルダに掲載することにより、ゼミ担当をはじめとする教員全員に学生の出席状況の情報提供を行い、学生指導の参考にしている。

（3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学のディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえ策定されている。

すべての科目において、ディプロマ・ポリシーとの関連付けを行い、配置している科目の目的を明確しており、教職員及び学生にディプロマ・ポリシーを周知している。

「単位認定基準」「進級基準」「卒業認定基準及び修了認定基準」については「履修規程」等に則り、厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーにおける「キリスト教的人間観」について、建学の精神にも関わる重要な事項であることから、具体的な検証方法について検討を開始した。

3-2 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-1-①にも記したとおり、本学の三つのポリシーは、毎年、教学マネジメント委員会において見直しを行い、常に本学の教育理念と三つのポリシーに一貫性があるよう検証、改定を重ねている。

平成 29（2017）年度のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

北陸学院大学短期大学部のカリキュラム・ポリシー （平成 29（2017）年度）

【食物栄養学科・コミュニティ文化学科共通】

北陸学院大学短期大学部では、教育理念に掲げた人材を育成するために、食物栄養学科とコミュニティ文化学科を置き、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成します。

- ①ホスピタリティの精神を学び、豊かな人間性を身につける科目として、「北陸学院科目」を配置する。
- ②良き社会人となるために必要な豊かな教養を身に付け、自己実現を図るために、「総合教養科目」、「言語教育科目」、「スポーツ・健康科目」、「キャリア教育科目」を配置する。
- ③問題発見能力と解決能力を養い、自分の考えを適切に口頭や文章で表現することができるよう、基礎的科目と専門的科目を配置し、主体的な学びの方法を獲得する。

【食物栄養学科】

- ④人間形成や専門的な学びの基礎として、学科基礎科目を配置する。
- ⑤栄養学の知識・理論を学び、「食」を通して人びとの健康に貢献できる優れた栄養士の養成ならびに実践力を修得できるように、学科専門科目として「栄養士免許科目」を配置する。
- ⑥学生の目指す進路が広がるように、資格関連科目として「栄養教諭二種免許関連科目」、「フードスペシャリスト資格関連科目」を配置する。

【コミュニティ文化学科】

- ④人間形成や、キャリアデザインを考える土台となる思考能力・態度を養うために、

学科基礎科目は「教養」、「ゼミナール」、「キャリア支援」の各科目群で構成する。

- ⑤一人ひとりの目標と関心に応じた知識・技能を修得できるように専門教育科目を配置し、「専門基礎」、「ビジネス・経営実務」、「医療事務」、「観光・ホテル」、「英語・異文化理解」の各科目群で構成する。

カリキュラム・ポリシーは、『大学案内』『学生要覧』『教授要目』(シラバス)、大学ホームページ等へ掲載しており、4月のオリエンテーション時においても学生に対して説明を行っている。

また、カリキュラム科目は体系別にナンバリングし、カリキュラム体系図を作成、『教授要目』(シラバス)に掲載し学生が体系的に理解しやすく履修できるよう工夫している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のディプロマ・ポリシーは、3-1-①で示したとおり、本学の教育理論に基づき策定されており、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を目的に策定されている。

以下に、本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対比表【表3-2-1】を記載し、具体的に説明する。

【表3-2-1】 本学ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー対比表

	ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
食物栄養学科・コミュニケーションディティ文化学科共通	<p>北陸学院大学短期大学部では、以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定します。</p> <p>(関心・意欲、態度) ①ホスピタリティの学びを活かして、他者を思いやり、意見を尊重し、協働することができる。</p> <p>(知識・理解、思考・判断) ②学んだ知識を活かして自ら課題を見つけ、考え判断して、よりよく問題を解決できる。</p> <p>(技能・表現) ③口頭表現や文章表現を用いて自分の考えを適切に伝えることができる。</p>	<p>北陸学院大学短期大学部では、教育理念に掲げた人材を育成するために、食物栄養学科とコミュニケーション文化学科を置き、以下のような方針に基づいてカリキュラム(教育課程)を編成します。</p> <p>①ホスピタリティの精神を学び、豊かな人間性を身につける科目として、「北陸学院科目」を配置する。</p> <p>②良き社会人となるために必要な豊かな教養を身に付け、自己実現を図るために、「総合教養科目」、「言語教育科目」、「スポーツ・健康科目」、「キャリア教育科目」を配置する。</p> <p>③問題発見能力と解決能力を養い、自分の考えを適切に口頭や文章で表現することができるよう、基礎的科目と専門的科目を配置し、主体的な学びの方法を獲得する。</p>
食物栄養学科	<p>(関心・意欲、態度) ④地域住民の健康増進や食文化の継承・発展に関わろうとする意欲がある。</p> <p>(技能・表現) ⑤培った専門性を食育推進活動や産業の振興等に活かし、地域社会の発展に貢献できる。</p>	<p>④人間形成や専門的な学びの基礎として、学科基礎科目を配置する。</p> <p>⑤栄養学の知識・理論を学び、「食」を通して人びとの健康に貢献できる優れた栄養士の養成ならびに実践力を修得できるように、学科専門科目として「栄養士免許科目」を配置する。</p> <p>⑥学生の目指す進路が広がるように、資格関連科目として「栄養教諭2種免許関連科目」、「フードスペシャリスト資格関連科目」を配置する。</p>
コミュニケーションディティ文化学科	<p>(知識・理解、思考・判断) ④地域社会で求められる知識と教養を身につけています。</p> <p>(関心・意欲、態度) ⑤専門的知識や取得した資格を活かし、地域社会に貢献できる。</p>	<p>④人間形成や、キャリアデザインを考える土台となる思考能力・態度を養うために、学科基礎科目は「教養」、「ゼミナール」、「キャリア支援」の各科目群で構成する。</p> <p>⑤一人ひとりの目標と関心に応じた知識・技能を修得できるように専門教育科目を配置し、「専門基礎」、「ビジネス・経営実務」、「医療事務」、「観光・ホテル」、「英語・異文化理解」の各科目群で構成する。</p>

ディプロマ・ポリシー①にある「他者を思いやり、協働できる人」となるために、全学共通科目として「北陸学院科目」を配置している。学生は、聖書にふれることで、ホスピタリティの精神と豊かな人間性を身に着ける。

ディプロマ・ポリシー②③にある「知識を活かして自らの問題を解決する力」「自分の考えを適切に伝える力」を育成するために、全学共通科目の中に、「総合教養科目」「言語教育科目」「スポーツ・健康科目」「キャリア教育科目」を配置し、社会で活躍するための基礎力を培っている。また、各学科に学修能力の発達状況に合わせ、適切に「学科基礎科目（基礎的科目）」「専門教育科目（専門的科目）」を配置することで、学生の問題解決能力、表現力を育成している。

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシー④⑤の達成に向けて、専門教育科目として「栄養士免許科目」「栄養教諭二種免許科目」及び「フードスペシャリスト資格関連科目」を配置し、地域に貢献する栄養と食のプロフェッショナルの育成を目指している。また、人間形成や専門的な学びの基礎としての学科基礎科目を配置している。

コミュニティ文化学科では、ディプロマ・ポリシー④⑤を達成するために、「教養」「ゼミナール」「キャリア支援」を軸とした学科基礎科目を配置し、学生の教養を深め、思考能力の育成に努めている。また、一人ひとりの目標と関心に応じた知識・技能を修得するための専門教育科目を配置し、あわせて、学生が系統的に履修できるように4つの履修モデルコースを設けている。

三つのポリシーの策定、改定については、教学マネジメント委員会の審議を経ており、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性についても、学科と教学マネジメント委員会での二重チェック体制が取られている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程における科目区分は、「全学共通科目」「学科基礎科目」「専門教育科目」の3つの科目群で編成される。この点において、前出カリキュラム・ポリシーと合致している。

1) 全学共通科目

本学の学生として身につけるべき教養を学ぶための科目である。それぞれの科目群から指定された科目数を履修し、必要単位を修得しなければならない。

食物栄養学科では、「北陸学院科目」から4単位、「総合教養科目」から2単位以上、「言語教育科目」から、日本語2単位及び英語2単位以上、「スポーツ・健康科目」から1単位、キャリア教育科目から3単位以上、合せて14単位以上を修得する。コミュニティ文化学科では、「キャリア教育科目」4単位以上、合せて15単位以上としている以外は、食物栄養学科と共通である。

1) - 1 北陸学院科目

本学院の「建学の精神」に基づくキリスト教の価値観や見方を学ぶことを目的とし

ている。具体的には「北陸学院セミナーⅠ・Ⅱ」「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」である。詳細は、3-2-④にて説明する。

1) - 2 総合教養科目

価値観が多様化するなかで「本質」を見極めるのに必要な知識を身につけ、さらには知性を深めることを目的としている。具体的には「総合教養AⅠ・AⅡ」「総合教養BⅠ・BⅡ」「総合教養CⅠ・CⅡ」「総合教養DⅠ・DⅡ」である。詳細は、3-2-④にて説明する。

1) - 3 言語教育科目

学生の能力に応じた言語学習を行い、社会において求められる言語運用能力の修得を目的としている。具体的には、「日本語基礎」「日本語表現法Ⅰ・Ⅱ」「英語基礎」「英語AⅠ・AⅡ」「英語BⅠ・BⅡ」「英語CⅠ・CⅡ」「英語DⅠ・DⅡ」「英語EⅠ・EⅡ」「英語FⅠ・FⅡ」「アクティブ・イングリッシュA・B・C」「中国語Ⅰ・Ⅱ」「フランス語Ⅰ・Ⅱ」がある。(「中国語」「フランス語」は、コミュニティ文化学科のみ開講)

「日本語基礎」「英語基礎」は、入学直後の基礎学力テストにおいて補習教育が必要と認められた学生に対して提供される選択必修科目であり、卒業要件の単位数には含まれない。

「英語」科目は学生の英語レベル (CEFR) により、A～Fまで開講している。具体的には、「A」は、CEFRのC1クラス、「B」はB2、「C」はB1+～B2、「D」はA2+～B1、「E」はA2、「F」はA1である。

国際交流・留学プログラム「アクティブ・イングリッシュ」は、3科目開講している。福島県にある中世のイギリスの街を再現した「ブリティッシュヒルズ」で、英語を使って異文化に触れる3泊4日の「アクティブ・イングリッシュA」、ホームステイしながら、海外の大学で約2週間のレッスンを受ける「アクティブ・イングリッシュB」、アメリカ、カナダ、アイルランドの提携校に目的に応じて、短期または長期の語学留学をする「アクティブ・イングリッシュC」がある。平成29(2017)年度は、Aは、9月10日～13日に開催され、短期大学部での参加者は2名であった。Bは最低履行人数に達せず、Cは希望者がなく実施されなかった。

1) - 4 スポーツ・健康科目

健康や体力の維持・増進をはかるとともに、身体や健康についての正しい知識を学ぶことを目的としている。具体的には「生涯スポーツA・B」である。

1) - 5 キャリア教育科目

就職や職業生活についてはもちろんのこと、社会において必要とされるツールの実践的扱いについても学ぶことを目的としている。具体的には「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「情報機器演習A・B」である。(2-3-①で前出)

2) 学科基礎科目

2) - 1 食物栄養学科

食物栄養学科の学科基礎科目は、カリキュラム・ポリシーに沿い、人間形成や専門的な学びの基礎として配置されている。学びの基礎としては、初年次教育に位置づけられる「学びの基礎」と補習授業が必要な学生に対して行われる「科学の基礎」「栄養士のための計算入門」がある。人間形成について学ぶ科目としては、キャリアデザインの形成に繋がる「栄養士への道A～D」「キャリア実践演習」(2-3-①で前出)、キリスト教の視点から命やコミュニケーションについて学ぶ「人間の探求Ⅰ・Ⅱ」がある。

卒業要件としては、「科学の基礎」及び「栄養士のための計算入門」を除く学科基礎科目から8単位以上を修得しなければならない。

2) - 2 コミュニティ文化学科

コミュニケーション文化学科の学科基礎科目は、カリキュラム・ポリシーに沿い、次の「教養」「キャリア支援」「ゼミナール」の各科目群で構成されている。

地域社会で求められる教養を身に着ける科目としては、「キリスト教と生活」「キリスト教とホスピタリティ」「青年の心理」「結婚と家族形成」「健康論」「社会心理学の基礎」「現代社会の基礎知識」がある。

キャリア形成を支援する科目としては、「キャリア開発セミナーA～C」「キャリア教養講座A・B・C」「ビジネス人間関係論」がある。(2-3-①で前出)

ゼミナール関連科目としては、グループワーク・プレゼンテーションの基礎を学ぶ「スタートアップセミナー」、大学での学びに必要なスタディ・スキルズを身につける「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」(1年次)、興味関心のある分野を選び、それを専門とする専任教員の下で、やや専門性の高い内容について少人数で学んでいく「専門ゼミⅠ・Ⅱ」(2年次)がある。

ほかに、入学時直後に行われる基礎学力テスト「数学」において、補習が必要と認められた学生に対して提供される「数学の基礎」がある。

卒業要件としては、「数学の基礎」を除く学科基礎科目から24単位以上を修得しなければならない。

3) 専門教育科目

3) - 1 食物栄養学科

食物栄養学科は、「栄養士資格免許」をベースに、「フードスペシャリスト」「栄養教諭二種免許状」の3つのライセンスを卒業と同時に取得することができるカリキュラムを備えており、そのため専門教育科目は、それぞれの免許取得に必要な「栄養士免許科目」「フードスペシャリスト資格関連科目」「栄養教諭二種免許関連科目」で構成されている。

栄養士の資格を取得するには、「全学共通科目」から14単位以上と「学科基礎科目」から8単位以上に加え、「栄養士免許科目」に配置してあるすべての科目41単位を修得しなければならない。なお、2年次後期に履修する「校外実習」については、1年次に開講された栄養士免許取得のために必要な科目の単位をすべて修得済みであること

が条件として課されている。

フードスペシャリストの資格を取得する場合は、「栄養士免許科目」より指定の15単位と「フードスペシャリスト資格関連科目」に配置してあるすべての科目8単位を修得しなければならない。

栄養教諭二種免許状を取得するには、栄養士免許取得のための条件を満たすとともに、教育職員免許法に定める教職に関する科目を含む24単位以上（「全学共通科目」から6単位及び「栄養教諭二種免許関連科目」に配置してあるすべての科目18単位）を履修しなければならない。

3) - 2 コミュニティ文化学科

コミュニケーション文化学科は、4つの履修モデルコース（「ビジネス・経営実務」「医療事務」「観光・ホテル・ブライダル」「外国語・異文化理解」）を設けており、そのコースに沿った内容で学生一人ひとりの目標と関心に応じた知識・技能の修得できる専門教育科目を【表3-2-2】のとおり備えている。学生は、履修モデルコースを目安に目標と関心に応じた知識・技能を修得することができる。また、興味のある科目や資格があれば、コースの枠を越えて選択することも可能である。

上記のほか、「もっと上を目指したい」という意欲的な学生に対して、編入学試験に対応した科目「アカデミックリーディング」「小論文作成法」を開設している。また、統計的技法の基礎を学ぶ「統計の基礎」、定性及び定量型の調査、集計、分析の基礎を学ぶ「リサーチ入門」がある。

【表3-2-2】 コミュニティ文化学科 専門教育科目

モデルコース	科目名
ビジネス・経営実務	「資格簿記A～C」「資格接客サービスA・B」「資格秘書技術A・B」「資格コンピュータA・B」「データベース利用法」「デザインソフト演習Ⅰ・Ⅱ」「プレゼンテーション演習」「情報科学」「企業と科学」「ファイナンスの基礎」「CSとマーケティング」「経営戦略」
医療事務	「医学一般」「医療管理学」「診療報酬実務」「医療事務英語」
観光・ホテル ブライダル	「Kanazawa Guide」「Hospitality English」「金沢学」「ホテル・ブライダルサービス論」「地域と観光（概論）（フィールドワーク）」
外国語・異文化理解	「Grammar」「Writing」「Reading」「異文化コミュニケーション論」「海外地域研究」「ワールドトピックス」「English Communication Skills」「Advanced English I～III」「Business English Skills」
専門基礎	「統計の基礎」「リサーチ入門」「アカデミックリーディング」「小論文作成法」

5) 履修指導

本学では、毎年度始めにオリエンテーション期間を設け、『学生要覧』『教授要目』（シラバス）、学科独自で作成したガイダンス資料を用いて、学生に適切に上記カリキュラムの履修指導を行っている。

6) 履修登録単位数の上限（キャップ制）

各学年の履修登録については、以下のように履修登録単位数の上限を定め、学生が2年間にわたって計画的に授業科目を履修するよう指導している。なお、実習科目、集中講義による科目履修は除く。また、短期大学設置基準第13条の2に基づき、科目の年次配当や履修条件の適正な設定を行い、学生の過剰な履修登録による単位の空洞化を招かないようにしている。

- | | |
|--------------|---------------|
| ・ 食物栄養学科 | 履修登録上限 半期24単位 |
| ・ コミュニティ文化学科 | 履修登録上限 半期24単位 |

履修登録単位数の上限については、『学生要覧』に記載してオリエンテーションで説明するほか、学期ごとの履修登録時にも、学科の教務担当者やアドバイザーを通じて指導している。

3-2-④ 教養教育の実施

科目区分のうち「全学共通科目」は、本学の学生として身につけるべき教養を学ぶための教科群により編成される。

「北陸学院科目」は、「北陸学院セミナーⅠ・Ⅱ」「キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ」からなり、いずれも学科必修科目である。北陸学院の建学の精神とキリスト教に基づくものの考え方、見方を学ぶものである。特に「北陸学院セミナーⅠ」は、食物栄養学科・コミュニケーション文化学科とも人間形成の場（修養会）として実施し、聖書やキリスト教の価値観などを通して考察することにより、人生の意味と命の価値、よき社会人としてのあり方を見いだすことを目的としており、キリスト教精神に基づく教育を行う大学として、人間や人生について考える適切な機会を提供していると判断している。

「総合教養科目」は、社会で起こっていることの本質を見極めるための知識を身につけ、知性を深める科目として設定されている。具体的には、学生は自分が所属する学科以外の講義を受けることで、これまで自分が知らなかった事柄だけでなく、新たな視点や考え方につなげることができるように、学科の特色を生かした科目内容とし、全学生必修の選択科目として設定している。大学及び短期大学部の各学科の専任教員がオムニバスで子ども・社会・福祉・食生活・健康・コミュニケーションなどの幅広い分野の講義を提供しており、学生は自分が希望する分野の講義を受講することができる。人間形成・人間理解の学びへと導入する機会となっていると判断している。

その他の「全学共通科目」として、「言語教育科目」「スポーツ健康科目」「キャリア教育科目」がある。（3-2-③に前出）

教養教育の担当組織は、教育事項に関する事項を審議する教学マネジメント委員会が責任を担っており、大学の学部長が委員会の招集者である。

「北陸学院科目」「総合教養科目」「言語教育科目」「スポーツ健康科目」「キャリア教育科目」のすべてに専任教員が配置されており、学生の実態を把握しつつ、クラス配置、シラバス作成や授業運営を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育効果を高め、学生の自主性と一人ひとりの能力に応じた教育を保障することにより、学生自らが学習及び研究の目標を確立できるように次のような対応を行っている。

1) 入学前準備プログラム「ウォーミングアップ学習」の実施

平成24（2012）年度より、入学予定者と保護者を対象とした、入学前準備プログラムとして「ウォーミングアップ学習」を開始した。これは、大学での学習や生活を一日体験し、入学者の入学前の不安を解消すると共に、入学後の期待を確かなものにし、スムーズな大学生活のスタートが切れるようとするためである。

平成29（2017）年度は2回開催し、大学及び短期大学部の入学者257人のうち、75.9%の195人及び保護者50人が参加した。

ウォーミングアップ学習の参加者にはアンケートをとっており、その結果からこの取組は、大学の学習・生活への「不安解消と期待の増加」に繋がっていることが確認されている。当該結果は、反省、改善事項とあわせて、教学マネジメント委員会で報告がなされている。

2) 初年次教育の実施

1年次開講科目「学びの基礎（食物栄養学科）」「基礎ゼミⅠ（コミュニティ文化学科）」において、大学における知的探求の方法を理解し、大学での学びに必要なスタディ・スキルズを身につける内容を実践している。

3) 教室外体験学習プログラムの実施

本学では正課における実習科目以外に、理論の学びに加え実践現場を体験することで、より学びを深めることを目的に教室外体験学習プログラムを取り入れている。

食物栄養学科では、「栄養士への道A」において、金沢市中央卸売市場見学、いしかわ総合スポーツセンターでの運動体験、石川県保健環境センター（環境）の見学を課している。

コミュニティ文化学科では、「Kanazawa Guide」で、外国人観光客をガイドすることを想定したフィールドワークを実施している。また、「地域と観光（フィールドワーク）」では、金沢市と連携し、学生目線による新たな観光モデルコースの開発に取り組んでいる。

4) 『教授要目』（シラバス）の提示

学生が履修計画を立てる際に、予め、より具体的な授業内容の把握ができるように、全科目について、科目名、開講学科、必修・選択、担当教員名、標準履修年次、開講時期、単位、授業形態、他学科の履修の可否、関連資格、授業の概要、授業の到達目標、教授方法、履修条件、授業計画、成績評価方法と基準、授業外における学習（事前・事後学習等）受講生に望むこと、教科書・テキスト、指定図書、特記事項などを細かく記載している。平成29（2017）年度からは、事前、事後の学習時間数、課題（試験やレポート等）に対するフィードバックを明記し、学生に開講科目についての情報

を提供している。

平成28（2016）年度からは、科目をナンバリング化、平成29（2017）年度からは、カリキュラム体系図を掲載し、科目が体系的に把握できるよう「見える化」を実施している。

5) アクティブラーニングによる教育方法の充実

平成24（2013）年度より、関西国際大学を代表校とする大学間連携共同教育推進事業において、学生の主体的な学びの実現を図ることを目的として、アクティブラーニングや教室外体験学習プログラムなどを構造化し、学生に強いインパクトを与えるよう工夫された教育プログラムの開発を継続して実施している。

同事業は、平成28（2016）年度をもって終了したが、本学において、アクティブラーニング手法を用いた授業を積極的に導入している。

平成28（2016）年度「大学および短期大学部への適応過程に関する調査」の結果報告からも、アクティブラーニングの経験が多い学生ほど、専門科目授業に対する理解度が高まることが実証されている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画） 要改定

本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき策定されており、常に本学の教育理念と一貫性があるよう検証・改定している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき策定されており、「全学共通科目」「基幹科目」「学科専門科目」「資格科目」の科目区分、ナンバリングを行い体系的な教育課程を編成している。また、キャップ制を導入し単位の実質化を図っている。

初年次教育として、大学での学びに必要なスタディ・スキルズを身につけるための「基礎ゼミ」「栄養士への道」や、本学の学生として身につけるべき教養教育としての「全学共通科目」を適切に配置し、各学科の専門的な学びに繋げている。

アクティブ・ラーニングによる教育の充実を図るために、平成30（2018）年度から、『教授要目（シラバス）』に各科目でのアクティブ・ラーニング手法を記載し、教育効果を高める工夫を行っている。

教育課程の充実及び学修成果の可視化を図るために、本学としてアセスメント・ポリシーの設定、検証方法について体系的な仕組み検証について検討を開始した。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

卒業生の進路から見た学修成果の検証は、以下のとおりである。

平成30（2018）年3月に、食物栄養学科は86名、コミュニティ文化学科は59名の卒業生を送り出した。そのうち就職を希望者しているもの全員が就職することができ、本学の就職内定率は100%となった。

食物栄養学科は、就職希望者77名のうち、83.1%にあたる64名が栄養士として就職した。栄養士としての就職先の内訳は、給食受託業45名（70.3%）、幼稚園・保育園・認定こども園14名（21.9%）、福祉施設・病院4名（6.2%）、食品会社1名（1.6%）である。また、栄養士以外で就職した13名のうち、11名が「食」に関連する企業に就職しており、「食」を通じて人びとの健康に貢献するという食物栄養学科のポリシーが反映された結果となった。

コミュニティ文化学科は、就職希望者51名全員が県内企業を中心に就職をしている。職種の内訳としては、販売職19名（37.3%）、事務職17名（33.3%）、サービス業11名（21.6%）、その他4名（7.8%）である。就職した企業の業務内容としては、卸・小売業17名（33.3%）、サービス業12名（23.5%）、医療・福祉関係11名（21.6%）、その他11名（21.6%）となっている。学生の多くが、本学のポリシーでもあるホスピタリティを活かせる企業に就職しており、ビジネス、英語、医療事務などコミュニティ文化学科で学んだ専門性も企業選びに色濃く反映される結果となった。

資格取得という観点で検証すると、食物栄養学科は、卒業生86名のうち85名（98.8%）が栄養士資格を取得している。また、7名が栄養教諭二種免許状を取得し、34名がフードスペシャリストに合格している。コミュニティ文化学科は、医療管理秘書士15名を初め、サービス接遇検定、秘書技術検定、簿記検定、MOS、実用英語技術検定等に合格者を輩出している。資格取得という面でみても、培った専門性をもとに、地域社会に貢献できる人を育成するというポリシーに適った結果となっている。

また、大学への編入学サポートにも真摯に取り組んだ結果、食物栄養学科で1名、コミュニティ文化学科で2名が大学に編入している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 授業アンケート

2-6-①にも前出ましたが、FD部会による全教員対象の「授業アンケート」を年2回

実施している。その集計結果を授業担当教員にフィードバックし、結果に対するコメントと授業改善の方法を記入してFD部会に提出してもらう。学生からの自由記述に対する教員の回答が記されていない場合には、必ずそれに対する回答を担当教員に求めている。評価結果及び所見については、学科の学生の要望や問題点の把握などに活用できるよう、学科長に報告しているほか、教員からのコメント・回答を含めたアンケート結果は、期間を定めて学内で公開している。

これまでゼミ・実習を除く全科目を対象に行ってはいたが、学生の負担軽減、集計結果の早期返却・活用のために、平成24（2012）年度より1教員1科目を対象として行い、フィードバックと改善への対応の早期化を図った。アンケート実施対象外の残りの科目については、各教員による中間アンケート（書式任意）を行うこととし、未実施の科目が出ないよう、FD部会で点検・督促を行った。

学生からの自由記述において、授業担当者の改善だけでは対応が困難なケース（開講時期や履修人数、教室環境など）に関しては、FD部会を通じて学科での検討を依頼したり、法人・大学事務局で環境整備を行ったりするなど、対応部署を指定して改善を検討するようにしている。

2) 教員相互の授業参観

授業参観は前期1回、後期1回、期間（2週間）を定めて実施している。専任教職員には1回以上の参観を義務付けており、非常勤講師には積極的な参観をお願いしている。改善点を他の教員も学べるように、参観した後の感想や改善点は、学内共通のデータベースに記入している。

3) 学生の意識調査

学生の学修状況や意識調査としては、大学間連携共同教育推進事業の一環として、平成25（2013）年1月から「大学および短期大学部への適応過程に関する調査」（2-6-①に前出）を実施している。同事業は、平成28（2016）年度末をもって終了したが、本学において継続することが決定している。

本アンケートのなかで、学生の教室外学習・意識調査、資格取得状況の把握、就職状況の把握を実施しているが、項目の精査が今後の問題である。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

食物栄養学科及びコミュニティ文化学科とも、多くの学生が大学での学びを活かした就職に至っており、三つのポリシーに基づく学修成果が表れている。今後は、より組織的にかつ体系的に学修成果の可視化を図るために、アセスメント・ポリシーの策定に取り組んでいく。

[基準3の自己評価]

本学は、建学の精神・教育目的を踏まえ、これらを実現するためにディプロマ・ポリ

シーを定め、ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定・周知している。また、これらを厳正に適用するために単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定めている。

より教育効果を高めるために、アクティブ・ラーニング等、教授内容・方法の工夫を実施し、教授方法の改善を進めるための組織体制を整備・運用している。

学修成果の点検・評価は三つのポリシーを踏まえ、GPA や就職・資格取得状況による直接評価に加え、学生や企業アンケート等を通じて、直接的・間接的な評価を実施している。

今後は、三つのポリシーのより実質化を目指し、アセスメント・ポリシーの策定に着手し、更なる学修成果の可視化に取組んでいる。

以上のことから、「基準3 教育課程」を満たしていると判断する。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

以下に、平成29（2017）年度の本学の体制について説明する。

学長は理事会で決定された方針に従い、学則に則り短期大学部を統括し大学運営の権限と責任を負っている。学長の決定をサポートする機関として「大学評議会」がある。学長は、学内の意見等を調整しながら、大学評議会において校務に関する最終的な決定を行っている。あわせて、学長が責任を持って大学運営を行うにあたり、また、業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見調整を行うために、短期大学部長と事務長が補佐的な役割を担っている。

1) 大学評議会

大学評議会は、学則第11条において、「校務に関する事項を審議し、学長に対して意見を述べる」機関と規定されている。教育組織の長及び事務管理職で組織され、学長、学院長、大学副学長、人間総合学部長、短期大学部長、宗教主事、事務長、事務課長が構成員となり、大学全体の意見が反映された審議を行い、学長の決定をサポートしている。

大学評議会は、学長が招集、議長となり、スピーディな意思決定のために原則月2回開催している。

議案は、大学評議会の下に配置されている教学及び管理運営のための専門委員会（「(大学)(短期大学部)教務委員会」「(大学)(短期大学部)学生委員会」「(大学)(短期大学部)入学者選考委員会」「(大学)(短期大学部)人事委員会」「(大学)(短期大学部)自己点検評価・実施委員会」「ヘッセル記念図書館運営委員会」「地域教育開発センター運営委員会」「宗教委員会」「学生募集・入試広報委員会」「就職支援委員会」「教育・研究活動評価委員会」「教学マネジメント委員会」「I R推進委員会」「研究倫理審査委員会」）から上程された重要事項をもとに、学長が決定し、提出している。

教授会規程第5条には、「教授会は運営上必要な審議事項を、大学評議会又は大学評議会の専門委員会に委任することができる」と定められており、大学評議会の権限と責任が明確になっている。

議案は、開催日の3日前までに構成員全員にアジェンダで配布し周知している。また、議事録についても規程に従い、適切に管理・保管している。

大学評議会決定事項（学科報告事項）については、全教職員にメール配信されている。これにより教職員の情報共有を図り、組織としての規律を誠実に実行しつつ、教育機関として文部科学省の施策や、地域社会、学生やステークホルダーのニーズにタイムリーに応じられる体制を整えている。特に重要な事項については、「教授会」及び「定例事務職員会議」を通して、教職員全員に周知される。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

短期大学部（以下、「大学」という。）の管理体制については、「組織規程」により管理組織及びその所管業務の範囲と権限を定めている。また、大学の運営組織については、1-2-⑤で記したとおり適切に分散している。

大学の最終意思決定権は学長にあり、そのサポートとして前出のとおり「大学評議会」が組織されているが、教学マネジメントの構築という観点から、次の機関が組織されている。

1) 教学マネジメント委員会

「教学マネジメント委員会」は、大学評議員会の下にあり、理事会及び学長並びに大学評議会が示す大学及び短期大学部の教学マネジメントに関する方針を具現化するための方策を協議、立案する機関であり、学長、副学長、人間総合学部長、短期大学部長、学科長、法人・大学事務長により組織されている。

教学マネジメント委員会の審議事項については、次のように明確に規定されている。

- (1) 本大学の共通教育事項に関する事項
- (2) その他、大学評議会より付議又は諮問された事項

三つのポリシーの策定、変更等も教学マネジメント委員会で諮られ、大学評議会に上程される。

2) 教授会

短期大学部教授会は、学則第12条において、「次に掲げる事項を審議し、学長に対して意見を述べる」機関と規定されている。教授会の審議事項等は次のとおりである。

(教授会審議事項)

- (1) 教育課程の編成及び授業に関する事項
- (2) 学生の学籍及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生の入学等に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他学長から諮問された事項

短期大学部教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教をもって組織され、短期大学部長が招集、議長となり、原則月1回開催している。議場では、上記の審議事項のほか、情報の共有のために、学長、学部長、短期大学部長、宗教主事の報告が行われる。議案は、開催日の3日前までに構成員全員にアジェンダで配布し周知している。また、議事録についても規程に従い、適切に管理・保管している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

平成 24（2012）年度には、事務局業務再編のために法人本部と大学事務局を統合し法人・大学事務局とした。これは、中期事業計画において本学院規模における職員の適正数の検討を行い、同じ敷地内にあった法人本部及び大学事務局を業務見直しに合わせて、人員の横断性に配慮した効果的配置と、効率性を重視した執行体制に再編したものである。その後も、法人全体の組織としては、平成 27（2015）年 9 月に理事長直属の「経営企画室」及び「内部監査室」を設置、併せて総務財政課の下に「補助金係」を置いた。平成 29（2017）年 4 月には「学長室」を設置、その下に「I R 推進係」を置く等の改編を重ねた。

平成 29（2017）年度は、法人・大学事務局には、従来の法人本部の役割を担う「総務財政課」、教学、宗教事務を行う「教務課」、学生生活及び就職・進学支援を行う「学生支援課」、入試及び広報並びに地域貢献活動業務を担う「広報企画課」、図書館事務を担う「図書館事務」、大学評議会から付託された業務を行う「学長室」を配置している。

業務遂行については、「事務組織事務分掌規程」を定め、各部署が果たす役割を明確にしている。また、職員の採用枠の確保・採用・昇任・昇格・異動については、常務理事会の承認を得て適正に実施している。

本学院の管理部門の業務は、「総務財政課」が担っている。事務局長は寄附行為第 6 条に定める職制上の理事であり、事務局を統率し本学院の管理部門としての企画立案や問題解決等を行っている。事務局長のもとに管理部門と教学部門が連携しながら適切に業務を遂行している。また、管理運営のための必要な会議として「事務管理職会議」を原則毎週月曜日に開催し、事務管理職で情報の共有を図り円滑な運営を行っている。

また、毎月開催される教授会の翌日には事務職員全員による「定例事務職員会議」を実施し、理事会、大学評議会、教授会の決定・報告事項や各部署報告により、職員全員での情報共有は勿論、教学及び管理運営の方向性を確認している。

学長の最終意思確認機関である大学評議会では、事務部門として事務長及び事務課長が構成員であり、教学部門と事務部門が緊密な連携を図り業務執行に当たっている。

（3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学長の強力なリーダーシップの下で大学運営を行っており、大学評議会及び教学マネジメント員会並びに各委員会等が学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制として機能しており、意思決定を適切に行っている。しかし、高等教育機関を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するためには、本学のような小規模な大学における意思決定の仕組みについて、委員会等の再編も含めた見直しの必要性を感じている。

また、F D・S D 研修会により、知識と理解を深め、更に教職協働を進めていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

平成30（2018）年度における本学の学科別教員数は、【表4-2-1】に示すとおりである。

【表4-2-1】専任教員数及び設置基準上必要な教員数

学科	専任教員数					助手	設置基準上 必要専任教員数	設置基準上 必要専任教員数
	教授	准教授	講師	助教	計			
食物栄養学科	4	1	3	0	8	3	5	2
コミュニティ文化学科	3	1	2	1	7	0	5	2
短期大学部	7	2	5	1	15	3	10	4
短大の収容定員に応じた専任教員数							4	2
合計	7	2	5	1	15	3	14	6

設置基準上の必要な教員数は配置しており、教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員が確保されている。また、食物栄養学科では、教職課程（栄養教諭免許状）、栄養士養成施設に必要とされる区分ごとに定められた教員、コミュニティ文化学科では、医療管理秘書士資格に必要な教員も適切に配置されている。

専任教員担当比率、年齢構成及び採用、昇任方法は以下のとおりである。

1) 専任教員担当比率

前年度、食物栄養学科では、学科基礎科目で66.67%、専門教育科目で71.88%と適正な比率になっている。主要な学科目の相当部分を専任教員が担っており、東海北陸厚生局の科目担当資格に基づき主要授業科目への専任教員の配置状況は適切と判断している。コミュニティ文化学科では、学科基礎科目で62.90%、専門教育科目で69.77%となっている。主要な学科目の相当部分を専任教員が担っており、専任教員の配置状況は適切と判断している。

2) 年齢構成

短期大学部の専任教員組織は、教授、准教授、講師、助教及び助手によって構成され、年齢別傾向は、【表4-2-2】に示すとおりである。平成30（2018）年5月1日現在では、教員の年齢構成、また、教授、准教授、専任教員及び助教の全体的バランスもほぼ適正である。

【表4-2-2】年齢構成

職位		71歳以上	66～70歳	61～65歳	56～60歳	51～55歳	46～50歳	41～45歳	36～40歳	31～35歳	30歳以下	計
教授	人		1	1	3	2						7
	%	0.0%	14.3%	14.3%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
准教授	人				1	1						2
	%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
講師	人					1	2	1	1			5
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
助教	人						1					1
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
助手	人								1		2	3
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	100.0%
合計	人	0	1	1	4	4	3	1	2	0	2	18
	%	0.0%	5.6%	5.6%	22.2%	22.2%	16.7%	5.6%	11.1%	0.0%	11.1%	100.0%

3) 教員の任用（採用）、昇任の手続き

教員の任用及び昇任については、「北陸学院大学短期大学部人事委員会規程」「北陸学院大学短期大学部 教員任用及び昇任規程」「北陸学院大学短期大学部 任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目、審査基準」により定めており、適正に運用されている。非常勤講師の任用についても「北陸学院大学短期大学部 教員任用及び昇任規程」に定めており、専任教員の「専任教員の資格」に準ずる者としている。

次に任用、昇任の手順について説明する。

3) - 1 教員任用（採用）手続き

各学科で専任教員の不足が生じることが明らかになった場合、当該学科長より短期大学部長に報告を行い、短期大学部長は学部全体を見通し年齢及び教育課程を考慮し、補充任用すべき教員数を大学評議会に上程する。大学評議会の承認を経たのち、学長は本件を常務理事会に上程し、承認を受け、教員の採用活動を開始する。採用活動については、学長及び短期大学部長が求める職位、教育分野で、公募により、広く人材を求めるることを原則としている。学長が適任者を推薦する場合においても、公募期間中に応募手続きを経た後、短期大学部長、学科長、関係者による1次面接を実施する。そこで選考した任用予定者について、2次面接として理事による面接を行った後、任用予定者を常務理事会に諮り承認を経る。

任用が承認されてから、任用者の職位の審査を「北陸学院大学短期大学部 任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目、審査基準」に基づき短期大学部人事委員会で審査し、審査結果を大学評議会に報告し、常務理事会で職位の承認を経る手続きで行っている。

3) - 2 教員昇任手続き

各学科長は、別に定める「昇任候補者資格基準」に従い、候補者が出了した場合、短期大学部長に報告を行い、短期大学部長は昇任候補者を大学評議会に上程し、その承認を得る。承認後に学長は本件を常務理事会に上程し、昇任候補者の承認を得る。その承認を受け、「北陸学院大学短期大学部 任用候補者及び昇任候補者に係る審査項目、審査基準」に基づき大学人事委員会で審査し、審査結果を大学評議会に報告、常務理事会で昇任の承認を経る手続きで行っている。

4) 教員評価

教員評価については、教育・研究・地域貢献の視点から、毎年5月に「業績報告書」により、担当科目数、学内役職、学内委員会、他大学における担当科目、所属学会、学会役職、現在の研究課題、著書等、学会発表状況、社会活動などの状況報告を求め、教育・研究活動評価委員会で数値化し評価を行っている。その評価を参考に、学長及び短期大学部長の推薦により、年度末に「学長表彰」を行っている。「学長表彰」は、「教育」「研究」「社会・地域貢献」の領域で各1名選出され、研究に資するために10万円の報奨金が与えられる。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD活動の代表的なものとしては、次の「研修会の実施」と「授業方法改善のための取組」があげられる。教学マネジメント委員会の下部組織であるFD部会が中心となり活動を行っている。

1) 研修会の実施

本学主催の研修会として、FD研修会、mini FD研修会がある。過去5年間のテーマ及び実施状況は、【表4-2-3】のとおりである。

FD部会が企画、運営しており、テーマは、授業改善や教学の動向に関する研修を中心である。

平成29(2017)年度は、障害者差別解消法制定を受け、「多様化する学生への対応について」(第1回)と「教育研究倫理について」(第2回)をテーマに実施した。

専任教員のFD研修会への参加は必須であり、全員が出席できるよう予め学事暦に記載し日程を周知している。実習先廻りや出張と重なりやむを得ず当日欠席した者に対しては、後日ビデオにより視聴してもらい、アンケート及び感想を求めている。また、専任教員のほかに非常勤講師や助手へも参加を呼び掛けている。

平成27(2015)年度から、FD研修会で取り上げるほどではないが、少なからずニーズがあるテーマについて、「mini FD」という形式での研修会を開催している。mini FDへの参加は任意であり、1回の参加者は10名～20名程度である。

また、大学コンソーシアム石川の教職員研修専門部会が主催する研究会については教職員全員にメールで案内し参加を呼び掛けている。

2) 授業改善のための取り組み

授業改善のための取り組みとしては、2-6-①及び3-3-②で前述した「授業アンケート」(中間アンケートと期末アンケート)がある。

これは、学生による教員の教育力を評価する制度として、1教員1科目を原則として各学期の最後の講義終了時期に実施されている。学生による評価結果は、それぞれの教員へは直接的な評価伝達がなされ、学科全体の平均ポイントとの比較などが可能となっている。平成24(2012)年度から項目ごとの評価を比較し弱点を視覚的にも把

握しやすくするため、棒グラフからレーダーチャート表示に変更を行った。また、この評価結果について、学長は全教員、学科長は当該学科の教員全員の評価を把握し、必要に応じて授業改善などへの取組みを促している。なお、全授業評価結果は、期間を定めて学内で教職員・学生に公開されている。

また、平成 21（2009）年度から、授業公開（授業参観）週間を設けている。授業公開期間は、前期と後期に各 3 週間であり、本学の専任教職員は、授業期間中必ず 1 回以上の参観を義務とし、非常勤講師にも参観を案内している。授業公開科目は、原則として全科目対象であり、この期間以外も参観可能である。参観した者は、その感想、提案等を、サーバー内の「参観記録簿」に記名、記入することで教員にフィードバックし、授業改善のヒントとして参考にしている。

平成 29（2017）年度は、前期は 6 月 12 日（月）～6 月 30 日（金）、後期は 11 月 20 日（月）～12 月 8 日（金）に実施され、大学及び短期大学部の専任教職員の参加率は、前期は 98.7%、後期は 97.4% であった。

3) その他の取り組み

上記のほか、FD 部会を中心に教育内容の改善に資する取り組みを行っている。代表的なものとして、3-2-⑤で示した『教授要目』（シラバス）の改定があげられる。今後も世の中の動向、学生のニーズに応えるために、教育改善の工夫、開発に取り組んでいく。

なお、FD 部会が実践する様々な取り組みについては、毎年発行する『FD 活動に関する報告書』に記載し、教員全員に配布することで情報の共有を図っている。

【表 4-2-3】 FD研修及びminiFDの実施状況 (平成26(2014)年度以降)

研修会	開催年月日	テーマ	外部講師	参加人数	備考
平成26(2014)年度					
FD研修会	第1回 2014/6/18	アセスメントプランについて～教育改革と学生支援の観点から～		43名	職員8名含む
	第2回 2014/7/9	MIP講座(趣旨説明・取組紹介・最終プレゼンテーション参観)		25名	他大学の参加者あり
	第3回 2014/8/8	PBL(Project Based Learning)を用いた初年次教育について	★	39名	
	第4回 2014/12/12	①大学間連携共同教育推進事業中間報告②シラバス作成要領③ラーニングコモンズ整備報告及び利用説明		40名	
平成27(2015)年度					
FD研修会	第1回 2015/6/24	協働学習推進のためのループリック活用法		43名	職員2名含む
	第2回 2015/11/30	地域に愛される大学のすすめ～教職一体で取り組み KYOAI Glocal Projectと地方・小規模をメリットに変える改革の軌跡～	★	35名	職員5名含む
	第3回 2015/12/24	協同学習を用いた授業づくり	★	44名	職員4名連携校3名含む
miniFD	第2回 2015/9/17	大規模教室におけるクリックerの活用法		11名	職員5名含む
	第3回 2015/11/30	シラバスの書き方		10名	職員含む
	第4回 2016/1/26	メソフィアの成績Excelデータ一括読み込みの方法		12名	職員含む
平成28(2016)年度					
FD/SD研修会	第1回 2016/7/20	授業構築(理論)～講義授業で学生の興味喚起を継続させる方法～	★	50名	職員7名含む
	第2回 2016/9/6	IRの基本原理とその活用～学生支援のための大学IRの可能性～	★	39名	職員15名含む
	第3回 2017/2/7	目指す学生像と授業構築(実践編)		41名	職員3名含む
miniFD	第1回 2016/8/3	メソフィアの成績Excelデータ一括読み込みの方法		7名	
	第2回 2016/12/6	電子黒板の使い方、活用方法について		18名	
	第3回 2017/1/16	更新プロジェクター機器の操作説明		7名	
平成29(2017)年度					
FD研修会	第1回 2017/8/10	多様化する学生への対応について	★	41名	職員6名含む
	第2回 2018/3/22	教育研究倫理について	★	29名	2/6予定が大雪のため順延
miniFD	第1回 2017/7/28	科研費改革について～科研費に関する最近の動向～		13名	13:10-14:40
	第2回 2017/7/28	メソフィア 成績入力(Excel データを一括で読み込ませる方法)		-	17:00-17:30
	第3回 2017/9/13	『新学習指導要領』について	★	6名	高校教員3名含む/インターネット中継
	第4回 2017/10/5	科学研究費申請に関する体験談		12名	

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教育目的及び教育課程に即した教員を配置しており、大学設置基準や関係法令の定めに遵守している。教員の任用（採用）では、教授資格のある教員の補充について教育実績、研究内容、実践現場経験などから、人材の確保が難しいことも考えられるため、2～3年を見据えた採用計画を立案し、慎重にかつ計画的に実施している。昇任に関しては昇任基準及び運用を定め厳正に適用している。

F D活動については、教学マネジメント委員会が方針を定め、F D部会が中心となり実施している。今後は、更に本学の事業計画に沿った取組みの充実を検討している。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学院では、職員の資質・能力向上が組織力向上の重要な事項として捉え、人事評価制度の導入や研修会等への積極的な取組み・支援を行っている。

本学院の人事評価制度は専任職員を対象として平成 18 (2006) 年度より導入している。本制度は「職能調査」「適性把握」「人事考課」を 3 つの柱とし、相互の有機的関連のもとに運用している。

具体的には、「職能調査」による大学及び所属部署の目標を踏まえた、1 年間の自己の目標を定める目標設定面談 (3 ~ 4 月)、目標の進捗状況及び目標修正の要否を確認する中間面談 (10 ~ 11 月)、目標達成状況の確認及び人事考課の結果を伝える結果判定面談 (5 ~ 6 月) を通じ、「自分は何をすべきか」「何が課題なのか」など当該職員と上位者双方で共通の認識を持つことができている。

また、職務遂行に必要な能力・技能のスキルアップのための積極的な取組みとして、学内 S D 研修と外部の協会等主催の研修会に参加する方法で実施している。また、各部門より要求のあった職務や段階に応じた資質・能力向上のための外部研修にも予算承認のうえ参加を許可している。

年に 2 回開催される学内 S D 研修では、自身が受講した研修をまとめて、他の職員に発表することでより理解を深めることを目的に研修参加者による研修報告、業務報告、テーマに基づいたグループディスカッションを実施している。平成 26 (2014) 年以降の取り組みの詳細については、【表 4-3-1】に記したとおりである。この研修は、北陸学院の職員全員の参加を義務づけている。また、教員にも公開している。毎年発行する『F D 活動に関する報告書』にも職員の研修報告を記載し、継続的・組織的な取組みとして実施している。

大学コンソーシアム石川が主催する S D / F D 研修会も職員に学内メールにてその都度案内を行っている。

職員の主体的な資質・能力向上のための経済的支援として、職員一人ひとりに年間、管理職 3 万円、一般職 2 万円を研修予算として配分している。職員は自己啓発のために、大学コンソーシアム石川主催の研修会参加費や、資料購入などの費用に利用している。

職員の年齢バランスに歪みが生じていたことから、事務職員の役職人事を円滑に行うことで人事及び事務職員の活性化を目的とする「事務職員役職退任制度規程」を平成 21 (2009) 年度に制定した。平成 30 (2018) 年度では同制度の対象者として、参事 1 名、副参事 1 名がいる。

【表 4-3-1】 SD研修の実施状況 (平成 26 (2014) 年度以降)

SD研修会	開催年月日	テーマ	外部講師	参加人数	備考
平成26(2014)年度					
第1回	2014/8/22	(第1部)パソコン研修会 (第2部)研修会 【発表】 ①大学ポートレートについて ②広報企画課業務報告 ③所定福利費について 【グループワーク】 ①学生・生徒サービスを考える ②経費削減エコを考える を発題にグループディスカッション		34名	
第2回	2014/12/24	(第1部)パソコン研修会 (第2部)研修会 【研修報告・発表】 ①職場リーダー研修 ②若手・中堅スキル研修 ③学生支援課業務報告 【グループワーク】 中期事業計画に基づく各課の取り組み方針についてを発題にグループディスカッション		33名	
平成27(2015)年度					
第1回	2015/8/21	【業務内容紹介】 ①私学共済制度について ②奨学金制度について ③カウンセリングルームについて 【グループワーク】 職場の一体感を感じよう！		34名	
第2回	2015/11/14	【講演】 マイナンバーについて 【発表】 ①マイナンバー本学の対応について ②ソーシャルメディアの利用について 【グループワーク】 個人情報の取り扱いについて	★	33名	
平成28(2016)年度					
第1回	2016/8/9	【発表】 ①大学間協同教育推進事業における大学改革、教学マネジメントの確立・運用について ②障害者差別解消法について ③中期事業計画書と「自己点検・評価」の関連性について 【グループワーク】 上記①～③についてのグループディスカッション		33名	
第2回	2016/11/12	【研修報告・発表】 ①企画力・行動力の構築について ②大学職員に必要な基礎知識 ③北陸学院中学校・高等学校の留学制度について 【グループワーク】 マシュマロチャレンジ		31名	
平成29(2017)年度					
第1回	2017/8/7	【発表】 ①計算書類について ②労働契約法改正のポイント		38名	
第2回	2017/11/11	【研修報告・発表】 ①学生生活と今後の生き方サポート～学生支援で大切にしていること ②専門職大学・専門職短期大学の創設に関して ③教務系職員初任者向け講習会報告 【グループワーク】 ①3つのポリシーに基づく自己点検・評価と内部質保証に関して②初年次からのキャリア教育及び就職支援についてを発題にグループディスカッション		37名	

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学運営を将来確実に実施するうえで、年齢構成の歪みを解消するための計画的な採用と職員のスキルアップが重要な課題である。このために若手職員に対しては、定期的な異動により事務職員としての業務の幅を身につけること、将来の管理職候補者に対するリーダー養成研修への参加、部署を超えたOJT等により、職員の資質を高める取組みを行っている。

今後、教職協働をより深めるためにも、高度な知識や対応力を有する事務職員の配置が不可欠であり、自ら考え行動できる職員養成に優先的に取り組んでいく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

施設・設備に対する学生からの意見としては、2-6-③に前出したとおり、平成29（2017）年度の「学生生活調査」において、約9割の学生が「図書館」を、約8割の学生が「教室」「パソコンルーム」を「満足」「ほぼ満足」「普通」と答えている。研究面のサポートとしては、図書館の予約制度（リクエスト制度）を利用し、必要な図書は、購入又は他大学等図書館からの相互貸借により提供が可能である。また、図書館では授業に必要な指定図書も複数で揃え貸出を行っている。

教員に対する研究活動の支援体制としては、総務財政課が科学研究補助金、受託研究費、学内研究費、研究倫理及び研究費不正防止に関する業務を担当し、教員のサポートを行っている。

研究成果の発表の場としては、『北陸学院大学・北陸学院短期大学部研究紀要』（以下『紀要』という）と『教職課程研究』を発行している。

『紀要』は、規程に基づき紀要編集委員会が企画、募集、編集し、毎年2月に発行している。全国の大学、研究所等の図書館に送付しているほか、大学ホームページにある「北陸学院大学リポジトリ」を通して広く一般に公開をしている。

『教職課程研究』は、平成27（2015）年2月から、教務委員会の下にある教職課程運営部会によって年1回発行されている。『教職課程研究』の発刊より、教職課程担当教員の論文数が飛躍的に伸びた。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

平成26（2014）年8月に文部科学省より発表された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」をもとに、本学における研究倫理、公的研究費に関する規程の見直しを行い、下記のとおり改定を行った。また、毎年、文部科学省の「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」を提出する際に規程等が適性に整備されているか確認を行っている。

1) 研究倫理に関する整備

平成29（2017）年度より施行した「北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部 研究倫理規程」において、本学の研究者（教員）が遵守すべき倫理と責務について必要な事項を定めた。その規程のなかで、「研究者倫理統括責任者」を学長に、「研究倫理教育責任者」を学部長及び各学科長に定め、研究倫理に関する本学の責任体制を明確

にした。また、当該規程第8条第1項において、本学研究者が人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、事前に「研究倫理審査委員会」の事前に得なければならないと規定した。平成29（2017）年度は、研究倫理審査委員会を1回開始し、1件を審査、承認した。

研究活動の不正行為防止及び申立て窓口については、「北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部 研究活動の不正行為防止規程」において定めている。あわせて、大学ホームページに、本学の「研究活動不正防止対策の基本方針」を掲載し、本学の研究倫理に対する姿勢を示している。

2) 公的研究費使用に関する整備

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い、平成29（2017）年に「北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部における公的研究費の管理・監査ガイドライン」を改定し、「公的研究費の使用に関する行動規範」とあわせて大学ホームページにて公表した。

また、平成29（2017）年1月付で、文部科学省のガイドラインに対応する形で、「北陸学院大学及び北陸学院大学短期大学部 公的研究費補助金取り扱いに関する規程」を改定運用している。

平成29（2017）年4月からは、本学ガイドラインに則り、科学研究費補助金受給者から、公的研究費等の規程等を遵守する旨の誓約書の提出を義務づけている。

3) 教育・啓発活動

研究倫理及び公的研究費の運用については、新任教員オリエンテーションにおいて入職時説明を行うほか、毎年、教員全員と関係担当部署等の職員に日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」を受講義務付けている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の研究活動への資源は、「個人研究費及び研究旅費」「共同研究費」「学長裁量予算」により分配される。

1) 個人研究費及び研究旅費

個人研究費及び研究旅費は、規程に基づき、限度額を大学評議会にて決定し、教授会で周知、申請を受付けている。平成29（2017）年度の限度額は、1人あたり個人研究費15万円、研究旅費9万、教育向上費6万（学長裁量予算分除く）の合計30万円とした。申請は、学科長、短期大学部長、学長の審査を経て、大学評議会で学長が最終的な決定をしている。

申請の時期及び回数については、平成27（2015）年度までは、「前年度の1月末まで」と規定していたが、平成28（2016）年度に年2回（前年度1月末と当該年度7月下旬）に増やした。平成29（2017）年度からは、個人研究費の柔軟な運用を目指して試行的に「当該年度の11月末日まで追加」できると規定している。これは、3年間と

いう期限を区切った取組である。また、この期間で「11月末時点で申請がされなかつた研究費の再分配する」と定め、教員への研究費の分配を促進している。

2) 共同研究費

共同研究費も個人研究費と同様に、規程に沿い、大学評議会の決定をもとに教授会で周知、申請を受付けている。申請があった研究については、教学マネジメント委員会の構成員が「共同研究選考ガイドラン」に拠り審査を行い、その審査をもとに大学評議会において学長が助成額を決定をしている。以前は、本学以外の研究者との共同研究を行う場合においても助成を行っていたが、平成29（2017）年度からは、本学教員に研究資源を還元するという観点から、対象を本学教員（非常勤講師を含む）のみに限定した。平成29（2017）年度の採択件数は、大学で2件であった。

3) 学長裁量予算

学長が指定するテーマをもとに募集する採択式の助成である。平成29（2017）年度は、「自治体や地域企業と連携し地域課題の解決を図る取組み」をテーマに募集をした。平成29（2017）年度の採択件数は、大学・短期大学部あわせて2件であった。

4) 研究活動のための外部資金の導入

日本学術振興会の科学研究費補助金、日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金等の外部資金に獲得については、学術情報研究・社会連携センターから情報をメール等で案内するとともに、教授会等と通して積極的に奨励をしている。平成29（2017）年度の本学の科学研究補助金の採択件数は、大学、短期大学部あわせて、研究代表者5件、研究分担者述べ8件であった。

3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動の支援として、研究室の使用時間等に制限を設けず、研究環境整備に努めている。

研究倫理に関しては、各規程等を整備し、不正防止等防止に努めている。

一方で研究支援に関する専門部署がなく、手続き等が複雑化しており組織再編を含めた一体的な支援体制整備が課題である。

[基準4の自己評価]

本学では、使命・目的の達成のために、学長の強力なリーダーシップの下で大学運営を行っており、大学評議会及び教学マネジメント委員会並びに各委員会等が学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制として機能しており、意思決定を適切に行っている。また、教授会の職務や権限を明確に規定しており適切に運用している。

教育目的及び教育課程に即した教員を配置しており、大学設置基準や関係法令の定めに遵守している。昇任に関しては昇任基準及び運用を定め厳正に適用している。

F D活動については、教学マネジメント委員会が方針を定め、F D部会が中心となり実施している。

S D活動については、教職協働をより深めるためにも、高度な知識や対応力を有する事務職員を養成するために、資質・能力向上に取り組んでいる。

研究支援については、教員や学生からの意見を踏まえた環境整備を行っている。研究支援する組織体制を充実させるために、科学研究費補助金、受託研究費、学内研究費、研究倫理及び研究費不正防止に関する業務を各部署で支援を行っている。

研究倫理については、「研究倫理規程」「研究活動の不正行為防止規程」「公的研究費の管理・監査ガイドライン」などに基づき、適正な規程を定め、厳正な運用が行われている。

研究活動への資源の配分に関しては、「個人研究費及び研究旅費並びに教育向上費に関する規程」で定めており、各教員への割当予算のほか、大学評議会の審査により採択される「共同研究費規程」「学長裁量予算」など、地域課題研究など本学の事業計画に沿った研究推進も推進している。研究活動の外部資金獲得については、支援体制の更なる充実を図っており、科博研究費等の公的研究費、受託研究など、外部資金獲得に努めている。

以上のことから、「基準4 教員・職員」を満たしていると判断する。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人北陸学院（以下「本学院」）は、「学校法人北陸学院 寄附行為」第3条において、法人の目的を「この法人は、キリスト教主義により、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、教育を行うことを目的とする。」と明確に定めている。

第一に、本学院は、この規定を遵守し、諸法の趣旨に従い、堅実に経営を行っている。

第二に、私学として、本学院の設立の精神や教育を尊重し、私立学校としての自主性を確立している。旧約聖書 詩編111編10節の「主を畏れることは知恵の初め」を建学の精神とし、それに基づき、3つの「ミッション・ステートメント（教育理想）」（基準Iの1-①に記載）を掲げている。

この教育理想の推進のために、「Realize Your Mission（あなたの使命を実現しよう）」をスクールモットーとしている。

これにより、私立学校としての独自性を確保しつつ、普遍的に継承すべきことと（変えてはならないもの）、社会の変化に対応すべく不断に見直すべきことを峻別し、併せて教育機関に求められる公共性を高めるために組織体制や諸規程を整備及び遵守し、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を実現している。

また、学院の誠実性を維持するために、「学校法人北陸学院 情報公開規程」に基づき、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報を本学ホームページ「情報公開」を通して広く公開している。これらの項目は、「教育研究活動等の情報公開」を定めた学校教育法施行規則第172条の2及び教育職員免許法施行規則第22条の6に掲げる項目をすべて網羅している。

「財政情報」についても同様に、文部科学省の方針に従い、事業報告書、決算書、財産目録、監事監査報告書をホームページに公開している。また、財産目録等の備付け及び閲覧については法人・大学事務局で対応している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

1) 法人部門の強化

「寄附行為」の定めに従い、本学院は、法人の最終意思決定機関である「理事会」とその諮問機関として「評議員会」を設置している。また、平成14（2002）年度からは、緊急を要する事項及び理事会の委任事項を処理するために、理事会の下に「常務理事会」

を設置した。常務理事会は、原則月2回開催し、日常の業務の処理にあたり学校運営の効率化を図っている。これら、「理事会」「評議員会」等は、規程に基づき定期的に開催され、その都度適正に議事録を作成し、総務財政課において永久保存している。

平成24（2012）年度には、理事長の諮問機関である「経営企画委員会」を設置し、各部局より選出された委員で行う全体会と、それぞれの部局委員と理事長が、各部局における現状の問題点、事業計画の進捗状況、新規事業等について協議を行う個別会を実施し、相互の情報共有と迅速な意思決定を図っている。

平成27（2015）年9月には、理事長のもとに、経営方針の企画、立案を行う「経営企画室」と、監査に係る基本方針の策定、内部監査の計画、実施等を行う「内部監査室」を設置し、理事会の機能強化に努めている。

2) 決定プロセスの迅速化

現在の本学の決定プロセスは、1-2-⑤【図1-2-2】にある大学運営組織図に沿った形で進められる。学科会議及び大学評議会の下にある20の各専門委員会は、定期的に、また必要に応じて開催しており、これらの会議のなかで校務に関する重要な事項は、大学評議会に上程される。大学評議会は、規程に基づき原則月2回開催され、上程された事項に対して迅速な対応を可能としている。また、大学評議会の議案で、理事会審議事項に当たる事項については常務理事会に上程される。早急に対応が必要な案件が生じた場合は、臨時の大学評議会を開催している。平成29（2017年度）は、定例で22回、臨時で2回の大学評議会を開催した。

教授会も、原則月1回定期的に開催し、教育課程の編成や学生の学籍に関する事項等について審議を行っている。

定期的に開催される、理事会、常務理事会、大学評議会、教授会、教学マネジメント委員会等は、メンバーが全員出席できるよう年度はじめに予め日程を定め、教職員に周知している。

3) 中期事業計画に基づく事業計画の立案、事業報告による検証

毎年作成している事業計画及び事業報告は、中期事業計画の目標のもとに、「幼児児童教育学科（子ども教育学科）」「社会学科」「食物栄養学科」「コミュニティ文化学科」「FD」「教職課程改革」「学生募集対策と学生数確保」「地域社会との連携及び社会貢献」の観点で立案、検証を行っている。この計画書に基づき、大学運営を行うことにより本学の使命・目的の実現を着実なものにしている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境問題については、節電対策として省エネルギーへの対策に取組んでいる。具体的な施策として、電力デマンド監視システムを導入し電力消費を抑える対策を講じている。また、夏季の節電対策として室温を28度に設定してクールビズを毎年実行している。これらの取組みは教職員と学生の協力を得て実現するものであり、学内での掲示や学内ネットワークを利用した節電への啓発活動を行っている。

また、キャンパス環境整備として、キャンパス内全面禁煙とし成人である教員・学生に対しても、健康教育への理解と協力を求めている。

人権については、個人情報保護の観点から「個人情報保護規程」「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定めている。また、キャパスハラスメント防止のため、「キャンパス・ハラスメント防止に関する規程、防止のガイドライン」を規定し、教職員一人ひとりに高い倫理性と教育機関の教職員としての責任ある行動を促すとともに、定期的に全教職員を対象に注意喚起のメールを発信している。また、「公益通報者保護に関する規程」を制定し、通報相談窓口を明確にしている。

安全管理については防犯対策として、効率的な監視体制と犯罪抑止効果のために、学生玄関に防犯カメラを設置している。また、夜間には宿直職員を配置し、夜間巡回・施錠を徹底し防犯体制を図っている。

安全への配慮としては、地震災害を含む防災対策として年1回、「避難訓練実施計画」に基づき、全学生・教職員による避難訓練を行うとともに、教職員は自衛消防隊の主な任務のうち、通報連絡・消火・避難誘導について訓練を行っている。

全学的な健康管理委員会規程に基づき「健康管理委員会」を置き、教職員の健康と維持増進及び衛生教育策定等、必要な事項について審議決定している。

昨今は社会情勢の変化によって危機管理のあり方も変化しており、様々な状況に迅速に対応できるよう、「危機管理規程」及び「危機管理基本マニュアル」を作成し、安全管理に対する施策を検討・実行し、学生が安心して教育を受けられる環境保全に努めている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、寄附行為及び学内諸規程に基づいた運用を行い、関連法令も遵守した運営を行っている。今後も法令改正等に則し、適切に運営を行っていく。

使命・目的の実現に向けて策定した第2期中期事業計画(平成27(2015)～令和元(2019)年度)も後半に入り、第3期中期事業計画(令和2(2020)～令和6(2024)年度)の新たな策定に向けて、P D C Aサイクルに基づき、計画の確実な履行に向けて取り組んでいる。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学院の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制については、5-1-②に示したとおりである。

本学院の最終意思決定機関である「理事会」は、定期理事会開催の規定はないが、毎年5月、9月、12月、3月の年4回開催するほか必要に応じ開催している。理事会は、本学院及び本学院が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・監事・評議員及び理事長の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、「理事会会議規程」第12条に規定する重要事項の審議決定を行っている。

また、理事会は、本学院及び本学院が設置する各学校間の協調と効率的な学校運営を図り、日常業務の処理に当たるため、理事会の下に常務理事会を置き、一定事項の決定・処理について委任している。委任事項については「理事会会議規程」第13条においてこれを定めている。監事は理事会、常務理事会に必ず1人ないし2人が出席し、本学院の業務を監査している。

寄附行為では、理事定数は13人以上15人以内と定めている。私立学校法第三十八条に定める第1号理事「学院長及び、大学長、短期大学長、高等学校長、中学校長及び小学校長」、第2号理事「評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任する者2名」、第3号理事「前2号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者（事務局長を含む）5名以上7名以内」となっている。選任された理事の任期は4年とし、再選を妨げないものとしている。また、理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任する。理事長の職を解任する時も同様とし、理事長の任期は2年としている。

平成29（2017）年度は、臨時理事会を含め6回が開催され、意思表示回答書提出による場合も含めた「みなし出席率」は100%（実出席率は82.1%）であった。理事各位に理解をいただき、目標とする実出席率80%を達成したが、今後も出席率の更なる向上に努める。なお、理事会資料は事前に送付し、出席できない場合は意思表示回答書にて決議に加わることとしている。

平成26（2014）年度以降の理事の理事会への出席状況は【表 5-2-1】のとおりであり、概ね良好な出席状況で運営されている。

【表 5-2-1】理事の理事会への出席状況 平成 26（2014）年度から平成 29（2017）年度

	現員数	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	臨時	年間出席率
平成26年度 (2014年度)	13人	月日	5/26	9/26	12/12	3/20	-	-	80.8%
		出席状況(人)	10	10	12	10	-	-	
平成27年度 (2015年度)	13人	月日	4/1	5/26	9/25	12/11	3/18	-	83.1%
		出席状況(人)	8	12	11	12	11	-	
平成28年度 (2016年度)	13人	月日	5/26	9/23	12/16	3/24	-	-	78.8%
		出席状況(人)	9	11	11	10	-	-	
平成29年度 (2017年度)	13人	月日	4/1	5/25	9/22	12/15	3/23	11/30	82.1%
		出席状況(人)	10	11	11	11	10	11	

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の理事会は、寄附行為に基づき適切に運営を行っている。使命・目的の達成に向けて、事業計画の確実な執行と適切な理事会運営を継続して実施していく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学院では法人と各部局間の協調と効率的な運営を図るために、原則として毎月2回、常務理事による「常務理事会」を開催し、緊急を要する事項及び理事会の委任事項の処理に当たっている。常務理事会には、大学より学長がメンバーとして参加しており、大学の意思を反映できる仕組みを構築している。このように教授会での審議経過や大学評議会の意思決定について状況を把握していることで、教学部門と管理部門の連携を円滑にしている。

大学評議会は、学部長、短期大学部長も正規のメンバーであることから、大学及び短期大学部の事案等についても審議・報告されており部門間のコミュニケーションも図られている。

大学評議会の下部組織である各専門委員会からの審議・報告事項については、審議経過等を掌握している所轄の事務課長が行っており、理事会の構成員である法人事務局長も法人・大学事務長として大学評議会に出席し、理事会の意思決定が円滑になるよう体制を整えている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

1) 監事及び内部監査室の設置

本学院のガバナンスとして、監事は定数を2人と定め、その選考は、寄附行為において「この法人の理事、教職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めている。

平成30（2018）年5月現在、外部より非常勤2人の監事が就任している。監事の任期は2年となっている。

監事は学校法人の業務を監査するため、理事会、常務理事会、評議員会には必ず1人は参加するようにし、必要な場合は意見を述べている。平成26（2014）年度以降の理事会への出席状況は下記のとおりであり、出席状況は良好である。

【表5-3-1】監事の理事会への出席状況 平成26（2014）年度～平成29（2017）年度

	現員数	開催数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	臨時	年間出席率
平成26年度 (2014年度)	2人	月日	5/26	9/26	12/12	3/20	-	-	87.5%
		出席状況(人)	2	1	2	2	-	-	
平成27年度 (2015年度)	2人	月日	4/1	5/26	9/25	12/11	3/18	-	100.0%
		出席状況(人)	2	2	2	2	2	-	
平成28年度 (2016年度)	2人	月日	5/26	9/23	12/16	3/24	-	-	87.5%
		出席状況(人)	2	2	2	1	-	-	
平成29年度 (2017年度)	2人	月日	4/1	5/25	9/22	12/15	3/23	11/30	91.7%
		出席状況(人)	2	1	2	2	2	2	

公認会計士による監査時には、監事も同席して意見交換を行っている。また、決算に係る公認会計士の監査結果の報告会では、監事が同席し、監査法人より監事宛ての監査概要報告書を作成いただき、留意事項等について詳細な説明をいただいている。

また、年度ごとにテーマを定め、業務監査を行っている。平成29（2017）年度は「2015（平成27）～2019（平成31）年度 中期事業計画の見直し及び2019年度の実施計画について」をテーマに監査を受け、本学からは監事の監査報告に基づいた業務改善報告書を提出している。

平成27（2015）年9月からは、理事会のもとに内部監査室を設置、非常勤職員1名を配置し、監査に係る基本方針の作成、内部監査の計画・実施及び報告を行うとともに、監事監査、監査法人監査の支援を行っている。また、法人・大学事務局に監事担当者を置き、上記の監事業務の支援を行っている。平成29（2017）年度には、公的研究費の管理に関する内部監査が行われた。

2) 評議員会

評議員会は、寄附行為第31条で「この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又役員から報告を徴することができる。」と定められている。具体的な諮問事項については、私立学校法第42条の定めに従い、寄附行為第30条に明記している。

評議員会の定数は31人（第5号評議員が兼務する場合は、その兼務する数を減じたものを定数とする。）であり、選任区分は、寄附行為により、年齢が満25歳以上であり、第1号評議員「北陸学院の専任教職員の中から理事会が指名した者5名」、第2号評議員「北陸学院の同窓生の中から互選された者4名」、第3号評議員「理事会で互選した者4名」、第4号評議員「北陸学院の教育に理解があり、かつ協力する者の中から理事会が選んだ者11名」、第5号評議員「学院長、大学長、短期大学長、高等学校長、中学校長、小学校長及び事務局長は、その職務によって評議員となる。」と規定している。

評議員会の議長は、評議員会において選任され、会の進行等を行っている。

平成30（2018）年5月1日現在の評議員数は、第1号評議員5人、第2号評議員4人、第3号評議員4人、第4号評議員11人、第5号評議員4人の合計28人であり、任期は2年である。

平成 26（2014）年度以降の評議員の評議員会への出席状況は【表 5-3-2】のとおりである。

評議員には、評議員会の重要性を理解いただき実出席率（目標は 80%）の向上に努めている。評議員会の開催案内文にも、その都度、目標値を掲げ出席を呼び掛けている。その努力もあり、平成 27（2015）年度からは、目標値の 80%を越えた良好な出席状況のもとで運営されている。

また、その取組みの一つとして、法令で定められている意見聴取事項だけでなく、広く学校全体に対する意見や提案を出していただくために、毎年テーマを定め、そのテーマに基づいた会議を年に 1 回開催し学校運営に活かしている。

平成 29（2017）年度は、「2015（平成 27）～2019（平成 31）年度 中期事業計画の点検・見直しに関する件」について説明を行い意見や提案をいただいた。

【表5-3-2】評議員の評議員会への出席状況 平成26（2014）年度～平成29（2017）年度

	現員数	開催数	第1回	第2回	第3回	年間出席率
平成26年度 (2014年度)	30人	月日	5/26	9/26	3/20	75.6%
		出席状況(人)	25	22	21	
平成27年度 (2015年度)	29人	月日	5/26	9/25	3/18	81.6%
		出席状況(人)	25	24	22	
平成28年度 (2016年度)	29人	月日	5/26	9/23	3/24	80.5%
		出席状況(人)	20	24	26	
平成29年度 (2017年度)	29人	月日	5/25	9/22	3/23	80.5%
		出席状況(人)	22	26	22	

※平成27（2015）年4月1日 寄附行為変更により評議員定数変更

（3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の意思決定については、管理部門と教学部門の連携を適切に行っており、相互のコミュニケーションとガバナンスが引き続き適切に行われるよう管理運営に努めていく。

監事監査については、常務理事会への出席、会計監査への立合い、毎年テーマを決めた業務監査の実施を通して、監事としての機能を果たしている。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 20 (2008) 年度に大学を開設したが、開学 2 年連続で入学定員を大幅に満たすことができない状況から、理事会ではこの状況を開拓するために、日本私立学校振興・共済事業団に経営相談を行い、第 1 期である 5 か年にわたる経営改善計画を立案した。経営改善計画では、平成 26 (2014) 年度収支均衡を最大の目標とし、設置する各学校において教員・職員の人員枠数の設定、目標とする学生・生徒・児童・園児数を達成すべく努力をおこなった。結果、平成 26 (2014) 年度には帰属収支差額はプラスに転じ目標を達成することができた。

第 2 期中期事業計画では、先延ばししてきたキャンパス整備（耐震化工事）を主たる事業に据え、設置するすべての学校の耐震化工事を実施することができた。一方、財政的な目標であった消費収支差額（現在は当年度収支差額）均衡及び資金留保 5 億円については、大学及び短期大学部が目標入学者数を達成することができず、計画実現には厳しい状況である。しかし、平成 20 (2008) 年度、本学全体における学生・生徒等数 1305 名から、平成 29 (2017) 年度には 1843 名と 10 年連続で増加できている。これは、設置する高等学校が、一時、入学定員 (200 名) の半数も満たない状況から、2 年連続で 300 名を超える入学者を確保し復活を遂げたためである。中学校及び小学校、幼稚園も目標入学者数に若干達成に満たないが、着実に入学者数を増やし、収支状況も改善してきている。

これらの財務計画及び財務状況については、教職員に対して「財政説明会」を各部局で開催し、丁寧な説明を行うことで理解が得られており、当年度収支差額均衡を目指すという目標は確実に浸透している。今こそ全教職員が一致団結して、この難局を乗り越えようという意欲は高まってきたと考えている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

過去 5 年間の本学全体の事業活動収支差額と次年度支払資金の額は【表 5-4-1】、入学定員充足率は【表 5-4-2】のとおりである。

客観的に見て、安定した財政基盤の確立と収支バランスの確保が達成されているとは決して言えない状況である。

平成 30 (2018) 年度は、平成 29 (2017) 年度に引き続き入学定員を大きく下回り、非常に厳しい条項である。また、平成 30 (2018) 年度より、第 2 期中期事業計画の最大の事業であったキャンパス整備に伴う借入返済が開始されることから、支払資金の留保に十分留意していくかなければならない。

【表 5-4-1】 過去 5 年間の本学全体の事業活動収支差額と次年度支払資金の額

単位：千円

	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)
事業活動収支差額	▲28,060	80,534	369,225	▲842	▲66,718
教育活動資金収支差額	-----	-----	214,900	231,954	19,889
翌年度繰越支払資金	700,922	763,817	389,941	755,449	736,945

【表 5-4-2】 過去 5 年間の入学定員充足率

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
短大入学定員充足率	81.8%	99.3%	95.6%	78.1%	60.6%
全体の学生等在籍数	1,738 人	1,782 人	1,822 人	1,843 人	1,894 人

外部資金の確保については、平成 28（2016）年度に引き続き「私立大学等経営強化集中支援事業」に本学及び本法人が設置する短期大学で採択されたが、定員未充足大学に対する補助金減額率強化に伴い前年度と比して大幅に減額となった。

「文部科学省科学研究費補助金」として教員の研究に係る補助金の受入れについては「平成 29（2017）年度科学研究費補助金受給者一覧」のとおりである。また、金沢市より「金沢市教育プラザこども広場」運営事業を平成 24（2012）年度から継続して受託している。

寄付金事業については、各学校の教育研究環境の整備、学生生徒の奨学支援など、さらに教育体制を継続して充実することを目的とした、在学生の保護者向けの「北陸学院教育振興資金募金」と、広く一般の方から募集している「北陸学院 賛助金募金」を行っている。寄付金の受入れ状況は「募金納入状況報告書（平成 29（2017）年度末）」のとおりである。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒納付金は法人全体の収入における重要な要素であることから、事業計画で目標としている学生等数確保に向けた取組みについては、最重要課題として継続して実施していく。法人が設置している各学校との連携による取組みは本学の強みである総合学園としての特色を活かし更なる充実を図っていくと同時に、高等教育機関として地域になくてはならない存在になるために、魅力ある教育体制の充実していく。支出面については、予算管理を徹底を図ることで、安定した財務基盤を確立していく。

それ以外に外部資金を獲得するために、積極的に補助金獲得に向けた取組み及び本学の教育内容を広く発信することで寄付金への協力に理解を求めていきたい。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学院は、学校法人会計基準及び「北陸学院 経理規程」に則り、法人・大学事務局で会計処理がなされている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会には随時担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点があれば、日本私立学校振興・共済事業団や公認会計士に問い合わせ指導・助言を受けている。

予算執行管理については、目的別予算執行管理システムより会計システムに連動するシステムを導入している。各部門の目的業務管理毎に予算申請を行うことで、会計の知識が深くない者でも詳細な予算管理が行える仕組みとなっており、予算要求や執行管理においても、予算執行状況を詳細に把握することが可能となっている。

予算外支出については、部門内予算流用又は予備費の支出により対応している。予備費については、毎年、予算上で「予備費（平成 29（2017）年度は 1,500 万円）」を計上し、予備費使用については常務理事会の承認を得てから執行することとなっている。予算外支出における予備費使用については、計上した予算内であることから、近年は補正予算を組む必要がない状況である。

資金運用については、「資金運用管理規程」に基づき、毎年、理事会において資金運用方針を示し、承認を得て四半期毎に理事会に報告している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人により私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を受けており、会計処理は適正になされている。

平成 29（2017）年度の会計監査では、6人の公認会計士によって、延べ 25 人で年間 8 日間実施された。監査は、当該年度の監査計画の説明から始まり、元帳及び帳票書類等の照合、現金預金及び有価証券の実査、業務手続きの確認、計算書類の照合等が期中監査と期末監査に分けて実施され、最終監査報告を受けている。また、本学院の会計監査に加え関連団体の監査も行い、チェック機能を高めている。

監事による業務監査でも同様に、業務の状況及び財産の状況についての監査に加え、1 年に 1 つテーマを決めた内部監査を受け、業務改善に努めている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

独立監査人の監査及び監事の監査は適切に行われており、独立監査法人の監査報告書

及び監事監査報告書でも明らかなどおり、本学院の計算書類、財産目録は学校法人の財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適正になされ、会計監査の体制も整備され、厳正に実施されているが、会計関連業務や事務職員の能力・資質の向上を含め、今後もさらなる改善と体制強化を目指し努力する。

[基準5の自己評価]

経営に関しては、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法・学校教育法・私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を基本に、中期計画を策定し、単年度毎の事業計画を立案し将来に向けた目的実現に努めている。

これらを達成するための業務遂行が適正に行われているかをチェックする機能としての監査体制を整え、監事による監査、監査法人による監査、ガバナンスの強化を図っている。

本学院は、学長が理事でもあり、理事会、「大学評議会」等で決定された目的等に向けて、戦略的意思決定及び学長のリーダーシップが十分に発揮されている。

環境問題、社会不安等に対処するための各種対策を講じており、節電、省エネルギー対策の実施、安全対策等を行っている。

財務基盤の安定化については、事業収支差額均衡を目指して、入学者の確保に向けた施策の実施はもとより、人件費の抑制や経費節減に取組んでいる。今後は財務の安定化に向けて、中期事業計画の進捗を確認した上で、第3期中期事業計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）の中期事業計画を策定する予定である。

会計処理は、学校法人会計基準等に従い、また、監事立会いのもと監査法人の監査を受け適正かつ厳正に実施されている。

以上のことから、「基準5 経営・管理と財務」を満たしていると判断する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学における全学的な内部質保証は、3つの方針「ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受入れに関する方針）」（以下「3つの方針」）を起点とする教育の質保証であり、中長期的な計画を踏まえた大学の質保証として実施している。

本学では、全学的な理念・ビジョンを具現化するために中期事業計画を軸とし、毎年の事業計画及び事業報告を連動させた内部質保証の体制を構築している。

中期事業計画の立案体制としては、設置学校の管理職及び事務管理職で構成する全学的な組織である「経営企画委員会」で「基本戦略（方針）」を作成する。「基本戦略（方針）」については、本学全体の目標、5か年の入学者の目標数、在籍数、教職員数、財務目標が含まれる。この「基本戦略（方針）」について、常務理事会を経て、評議員会の意見を徴し、理事会で承認を得ることとしている。その後、「基本戦略（方針）」を基に、設置する各学校の管理職を中心に5か年間で取組む「個別計画」を立案する。「中期事業計画」は常務理事会に諮り、評議員会の意見を徴し、理事会で最終決定している。中期事業計画については、毎年の状況変化等への対応や、実施状況から見直しを常務理事会より指示し、各部局で見直しを実施している。見直した中期事業計画については、常務理事会に諮り、評議員会の意見を徴し、理事会で計画変更を承認している。

また、毎年度の事業計画及び事業報告作成の組織体制は、翌年度の予算編成方針を基に、各設置学校の管理職を中心に、中期事業計画の「個別戦略」を基に、次年度の具体的な実施計画を立案する。各設置学校では当該年度の進捗状況を確認しつつ、最終的な事業計画をまとめている。年度末には、各設置学校において進捗状況の最終確認を実施し、最終的な事業報告をまとめている。

大学及び短期大学では、具体的に実施する事業計画について「大学評議会」が中心となり、各委員会等で意見を確認し、予算申請と併せて、大学及び短期大学の最終意思確認機関である「大学評議会」に上程する仕組みとしている。毎年の事業計画及び事業報告は各設置学校の最終意思決定機関を経て常務理事会に上程され、理事会及び評議員会に諮っている。

本学の内部質保証を更に機能させる体制として「大学評議会」が中心となり、実務を「自己点検・評価実施委員会」が担っている。これは、学校教育法109条や学校教育法施行規則第166条の定めに則り、短期大学部学則第2条において「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。

さらに本規定に基づき「北陸学院大学短期大学部 自己点検・評価に関する規程」を制定し、自己点検・評価を組織的に取組んでいる。

なお、平成27（2015）年度からは、より実質的な自己点検・評価を行うために、中期事業計画の進捗管理と連動した仕組み構築のための見直しを行い、平成29（2017）年度から、改めて日本高等教育評価機構の評価基準を基に、中期事業計画の進捗状況、課題等と連動する仕組みとしている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

昨今の学生、教職員を取り巻く社会的環境の急変に伴い、大学に対する社会の要請や期待は、多種多様となっている。本学においても高等教育機関として、教育研究水準の維持向上のために、より実質的で組織的・恒常的な実施体制を構築し、P D C A サイクルに基づいた内部質保証を推進し、質の充実を図っていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価実施委員会は、大学評議会の諮問機関として、自主的・自律的に自己点検・評価作業を行いその報告書を作成している。自己点検・評価実施委員会は、学長が委員長となり、学部長、教務委員長、学生委員長、各学科の学科長、事務長、自己評価担当者（LO）から構成されており、適切な自己点検・評価を行うことができる体制となっている。

本学のエビデンスは、現状把握のための調査・データ・資料の収集・整理と分析・検討に基づいて様々な問題点や課題を見出すなど、評価点検の根拠として活用しており、改善すべき検討事項を明らかにすることを通じて、客観性の高いエビデンスと透明性の高い自己点検・評価を実施していると判断している。

また、新年度の自己点検・評価を開始する際は、例年、エビデンスデータを作成し提示することから始めており、印象的・主観的なものではなく、客観的事実に基づき自己点検・評価することを前提としている。

また、自己点検・評価については、エビデンスデータと共に、中期事業計画書に基づく毎年の事業計画及び事業報告に基づき実施されている。

年次毎の事業計画では、「実施計画」毎に、「数値目標」「達成率」「進捗・達成（取組）状況」「今後の課題」の項目を管理しており、年次の事業計画の段階では「数値目標」を決めて取組んでいる。進捗管理については、年次進行及び年度末に、実施計画毎に「達成率」「進捗・達成（取組）状況」「今後の課題」を記入することを求めている。自己点検・評価実施委員会では、これらの事項について検証しつつ客観的事実に基づいて自己点検・評価を実施している。

教職員に対する情報共有としては、大学評議会の決定・報告事項や各委員会の決定・報告事項等については、全教職員にメール配信するだけではなく、大学共通データベースにデータを保存して、全教職員で共有できるシステムにより確認することができる。

自己点検・評価の結果については、本学ホームページへの掲載を通して広く公開している。

また、『自己点検評価書』は図書館で開架しているほか、本学ホームページへの掲載によって広く学外に公表している。その他、石川県内の大学コンソーシアム石川加盟校と日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センターに対して『自己点検評価書』を送付している。さらに大学支援・協力組織である後援会や同窓会の幹部へも『自己点検評価書』を配布している。

以上のように、本学は自己点検・評価活動が一層充実したものとなるよう、そして本学に対する社会からの理解・信頼を確かなものにするため、自己点検・評価の結果を学

内で共有するとともに、明快で包括的な情報公開と併せて社会へ積極的に公表するよう努めている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、IR各種データの収集及び分析を一元的に取扱う専門部署として、学長室にIR推進係を配置している。

IR推進係には、専任職員2名を配置し、各部署と連動し、データ作成にあたっている。データ作成については、調査、分析する際にデータの変化等の把握が十分に測れるようになるために可能な限り定型的、経年的に取り扱いできる様式としている。これらのデータについては、各委員会、大学評議会にも報告されており、すべての教職員が共有しているシステムに保有されている。

学生及び教職員一人ひとりの声を反映するために、可能な限りアンケート等による客観性と継続性をもってデータ収集することを基本としている。具体的には、「学生による授業評価アンケート」「教職員による授業参観」「学生生活調査」「教育改革の取組み状況に関する調査」「大学および短期大学への適応過程に関する調査」は、毎年実施し、現状把握とともに分析等を行い、自己点検・評価の客観的根拠としている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR (Institutional Research)機能を強化するために、データの設計及び人材育成が必要となってきている。このために、まずデータ収集・分析を一元化して恒常に蓄積していく必要があり、現在、事務局や各委員会及び学部学科等で保有しているデータや資料の検証を行っている。今後はアセスメント・ポリシーを策定のうえ、より戦略的で客観的な調査・分析等ができるよう業務の平準化も含め環境整備について検討を開始している。

また、客観的データ収集のために、学生への調査等が多くなりつつあり、学生や教職員の調査・集計・分析に要する作業等の負担も増している。調査・集計・分析のための業務運用については、IR部門の組織体制の見直しと合わせて業務体制の見直しを行う。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、理事会が中心となり、全学的に中期事業計画に基づく各年次の事業計画及び事業報告により、PDCAサイクルを機能する仕組みを構築し機能させている。

大学では、この事業計画の進捗管理と併せ、「大学評議会」が中心となり三つのポリシーを検証する仕組みとしてアセスメント・ポリシーの策定し、学修成果をより一層可視化する仕組みの構築に着手する予定であり、教育の質を保証するためのサイクルの仕組みの強化を図っている。

本学のように小規模な大学では、より迅速に機能的な体制を構築するうえで、「大学評議会」を中心に組織をコンパクトにし、機動的に運営実施できる体制が必要であり、教務委員会、学生委員会、図書館委員会等各種委員会等の組織再編を行い、大学運営のスリム化と機能性を図っていく予定である。

一方で、内部質保証として、自己点検・評価の客観性を担保するために、自己点検・評価実施委員会が機能している。

また、事業計画及び事業報告については、進捗管理表を含め評議員会に報告しており、客観的な視点で意見をいただいている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、内部質保証のために「大学評議会」を中心に各組織の役割と責任体制は明確化され、教授会懇談会及び教授会の翌日に実施される定例事務職員会議で周知することで共通認識されている。

また、中期事業計画を踏まえた大学運営については、理事会が中心となり全学的に実施されており、内部質保証の機能性は担保されている。

[基準 6 の自己評価]

本学における内部質保証に体制は、本学の理念及びビジョンを実現するために中期事業計画及び年次の事業計画及び事業報告は理事会が中心となり実施されており、大学では「大学評議会」が主体的に「自己点検・評価実施委員会」が客観的な視点に立って自己評価・点検を実施されており、中長期的な計画を踏まえ大学全体の質保証が担保されている。

内部質保証のために、「大学評議会」では、各事業で「数値目標」「達成率」「進捗・達成（取組）状況」「今後の課題」の項目を管理しており、PDCAサイクルを機能させて

いる。また、エビデンスに基づき、自己点検・評価実施委員会において客観的な自己点検・評価が行われ、本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を恒常に実施する体制を整備して、周期的に適切に実施している。

自己点検・評価の結果は、ホームページ等を通じて学内で共有するだけでなく社会に公表している。

また、中期事業計画及び年次の事業計画並びに事業報告の進捗状況は評議員会にも報告されており、広く意見を聴く機会を設けている。教職員に対しては教授会懇談会及び定例事務職員会で報告されており、情報共有を図っている。

内部質保証の機能性としては、小規模大学として「大学評議会」が中心となりコンパクトに実質的な機能を果たしている。

以上のことから、「基準6 内部質保証」を満たしていると判断する。